

第3期 徳島市子ども・子育て支援事業計画 【令和7年度～令和11年度】

徳島市
令和7年3月



はじめに

近年、少子化やライフスタイルの変化など社会情勢の変化に伴い、子どもたちや子育て家庭、そして教育・保育施設を取り巻く環境が大きく変化する中、子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、安定した質の高い教育・保育が提供できる体制の構築や、様々な子育て支援施策の充実に向けた取組がますます重要となっております。

このような中、国では令和4年に子ども施策の基本理念を定めた「こども基本法」を制定し、翌年には「こども家庭庁」を発足させ、「こどもまんなか社会」の実現を目標に掲げ、さまざまな取組を進めているところです。

徳島市では、こうした国の趣旨に基づき、令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、こども・子育てにやさしい社会の機運づくりを図っておりますが、こうした機運をさらに盛り上げていくためには、行政だけではなく、保護者はもとより、家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野の方々が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組んでいくことが重要になってきております。

こうした取組の指針となるものが「徳島市子ども・子育て支援事業計画」であり、第2期計画が期間満了となることから、徳島市の現状や今後のニーズを踏まえ、このたび第3期となる本計画を策定いたしました。

本計画では、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、「質の高い教育・保育の提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」及び「子どもの権利利益を保ち、孤立させることのない社会の実現」の3つの基本理念を掲げ、令和7年度からの5年間に推進する各種施策を取りまとめています。

今後は本計画に基づき、急速に変化する子ども・子育てをめぐる様々な課題に一層、的確に対応できる体制づくりを行うとともに、これまでの取組みの充実・強化を図ってまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました「徳島市子ども・子育て会議」委員の方々をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等を通じてご協力をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

徳島市長

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景.....	2
2 計画の目的.....	3
3 計画の法的根拠等.....	4
4 第2期計画からの変更点.....	6
5 計画期間.....	6
6 SDGsへの取組み.....	7

第2章 子どもを取り巻く現状

1 人口・世帯など統計データ.....	10
2 データから見える本市の課題と特徴.....	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿.....	34
2 基本理念.....	34
3 重点テーマの推進・充実.....	35
4 社会の構成員が果たすべき役割.....	48

第4章 施策の体系

1 施策体系図.....	52
2 施策の柱別の取組み.....	53

第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の確保計画

1 量の見込みと教育・保育提供区域の設定.....	66
2 教育・保育事業.....	67
3 地域子ども・子育て支援事業.....	75

第6章 計画の推進

計画の推進体制.....	86
--------------	----

参考資料.....	88
-----------	----

第1章

計画策定の趣旨

本計画が策定された背景や目的、法的根拠などについて解説しています。

- 1 策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の法的根拠等
- 4 第2期計画からの変更点
- 5 計画期間
- 6 SDGs への取組み

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景

わが国における社会的な課題である「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。こうした流れを受け、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が平成27年4月から施行されました。

本市では、子ども・子育て支援法に規定された市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から令和元（平成31）年度を期間とする「徳島市子ども・子育て支援事業計画」を、続いて、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定し、新制度の円滑な実施と様々な子育て支援施策を進めてきました。

このたび、第2期計画が終了することに伴い、各種の子育て支援施策を計画的、効果的に進めていくため、「第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の目的

子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充や質の向上、障害児支援、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことを目指しています。また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができることを目指しています。

これらの法の趣旨を実現するため、教育・保育事業には、子どもが1日の大半を過ごす場所として、子どもの成長に重要な役割を果たすものであることを十分認識し、集団での適切な環境を通して質の高い教育及び保育を提供することが求められます。

また、すべての子どもや子育て家庭を対象とした地域の子ども・子育て支援には、保護者の育児不安や育児疲れを解消し、児童虐待の発生などを未然に防ぐため、妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や適切な情報提供、学びの支援を行うとともに、母子の健康の確保と増進、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることが求められます。

本市では、「子育て支援都市とくしま宣言」（平成13年6月）や「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」（平成21年9月）の基本理念に基づき、地域の人々が子育てに伴う誇りと喜びを共有できるまちづくりを推進してきました。このような中、こども家庭庁が提唱する「こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、こどもまんなか機運の醸成を図っています。

本計画は、こうした子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに社会のすべての構成員が協力して、一人ひとりの子どもが、かけがえのない、個性ある存在として認められ、自己肯定感を感じながら成長していくことができる環境を整備していくことを目的とします。

3 計画の法的根拠等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法¹（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法²（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条で定める「市町村行動計画」の役割も担います。

なお、平成 24 年の子ども・子育て支援法の成立により、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことにより、努力義務となっていた市町村の次世代育成支援行動計画策定は任意とされています。

また、子どもの貧困対策推進計画の法的根拠となる「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律³」（平成 25 年法律第 64 号）第 10 条第 2 項において、市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画策定が努力義務となっています。

このため、本市では各計画について、本計画と一体的に策定するものです。

¹ 子ども・子育て支援法：急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

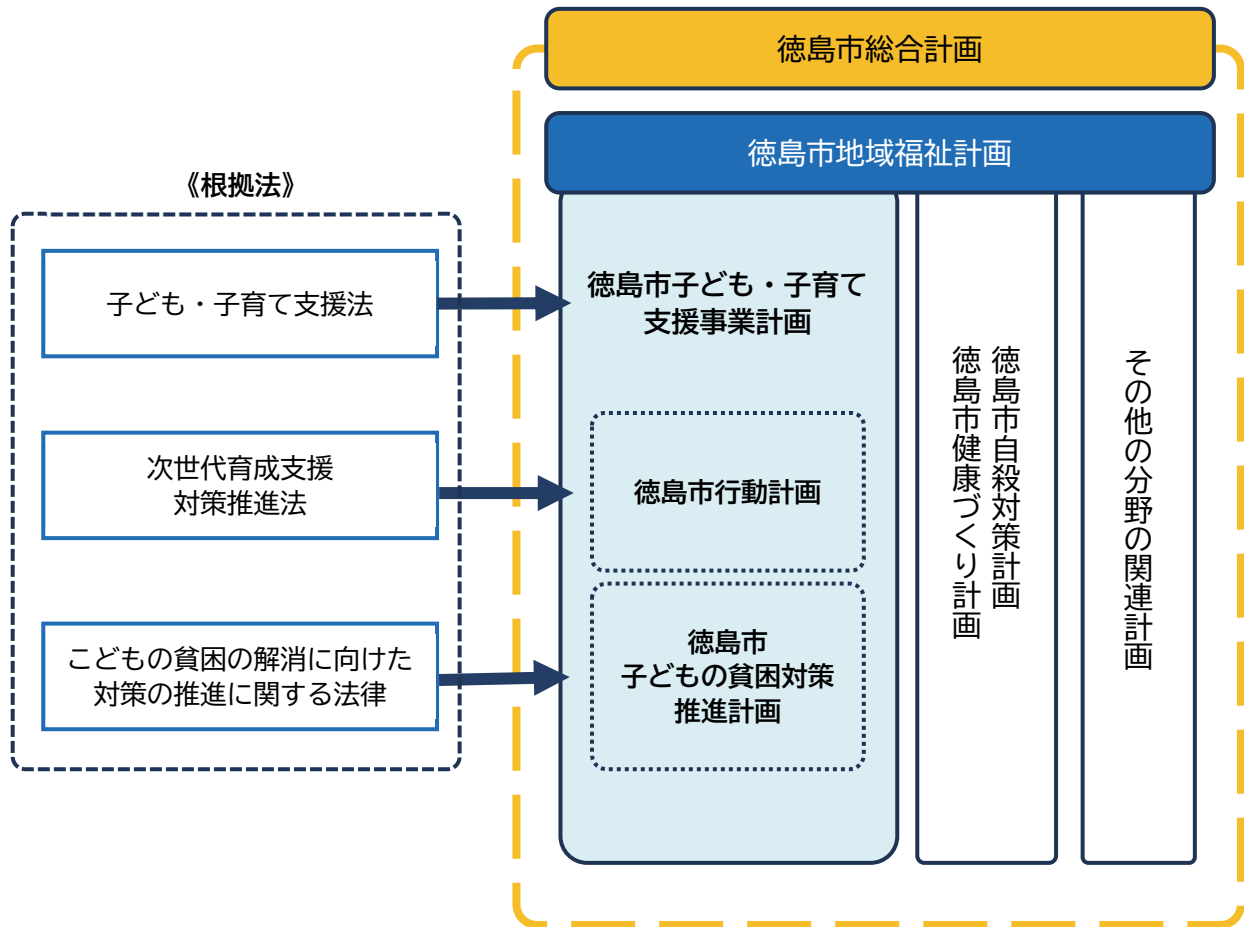
² 次世代育成支援対策推進法：次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化が進行している中、次の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境整備に努めるために平成 17 年に、10 年間で集中的・計画的取組期間とした時限立法として施行されたが、令和 6 年 5 月の法改正により、法の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られることとなった。

³ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律：貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第 25 条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。

(3) 関連計画との整合性

「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」の理念を具体化するものとして、「徳島市総合計画⁴」や「第3期徳島市地域福祉計画⁵」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有します。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本市の各分野の計画等との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとします。



⁴ 徳島市総合計画：本市における行政運営の最上位計画であり、市民全体で共有する本市の将来目標や施策を示し、全ての市民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

⁵ 徳島市地域福祉計画：「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念とする地域福祉計画。なお地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられている。

4 第2期計画からの変更点

- (1) 徳島市子どもの貧困対策推進計画の内包
- (2) ニーズ調査を反映した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容などを見直し
- (3) 令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正を踏まえた事業の追加

5 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期徳島市 子ども・子育て 支援事業計画	第2期									
第3期徳島市 子ども・子育て 支援事業計画						第3期				

6 SDGsへの取り組み

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な社会を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

国の「SDGs実施指針」においては、SDGsの達成に向けた取り組みは地方創生の充実・深化につながるものであり、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映し、部局横断的に取り組んでいくことが重要とされています。

令和4(2022)年度、本市はSDGsの実現に向けて積極的に取り組んでいる都市として、国から「SDGs未来都市」に選定されており、ダイバーシティ（多様性）とパートナーシップ（公民連携）を原動力とする取り組みを進めています。特にダイバーシティ（多様性）ではSDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けて、子どもや女性をはじめとする多様な人々の声を聞き、誰もが活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいます。子ども分野では、令和5年6月9日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、子どもの声を生かす取り組みとして、包括連携企業などによるSDGs出張授業（市内小・中学校）、関西湾岸SDGsチャレンジ（徳島市立高校）、徳島市子ども議会などを実施しています。

本計画に掲げる各事業の推進においても、SDGsの理念や目標などを念頭に、引き続き地域や関係団体などと協働し、子どもを真ん中に置いた社会の実現を目指します。



SDGs 未来都市
徳島市



第2章

子どもを取り巻く現状

本計画に関する代表的な統計データや、令和5年度に行われたアンケート結果から、子どもが置かれた環境に関する現状の把握を行い、課題や特徴を導き出しています。

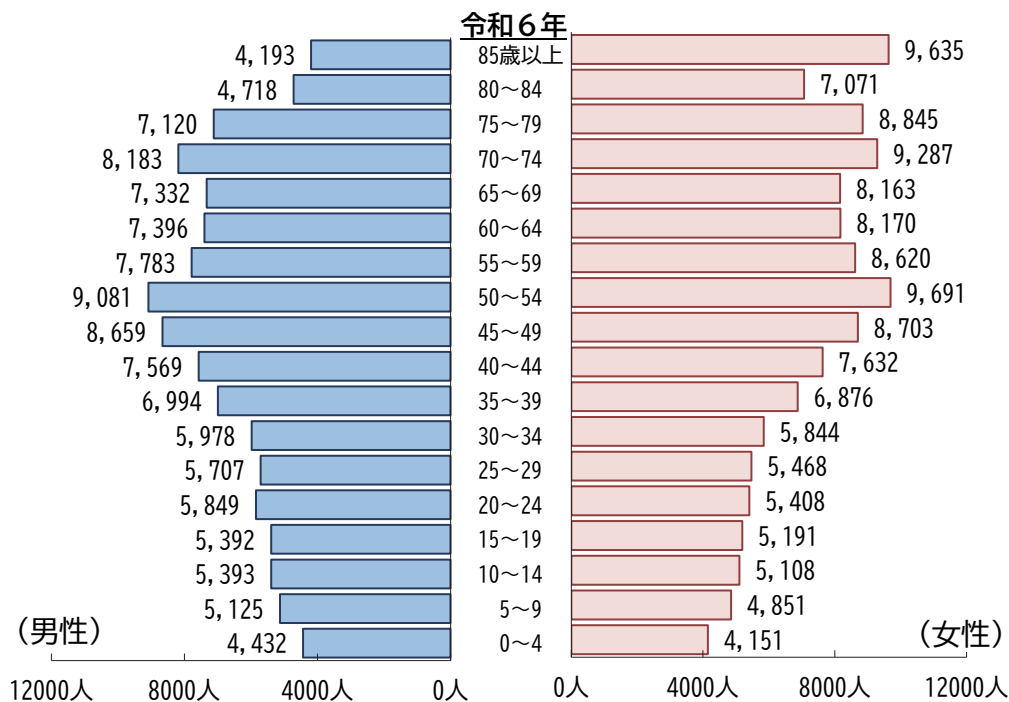
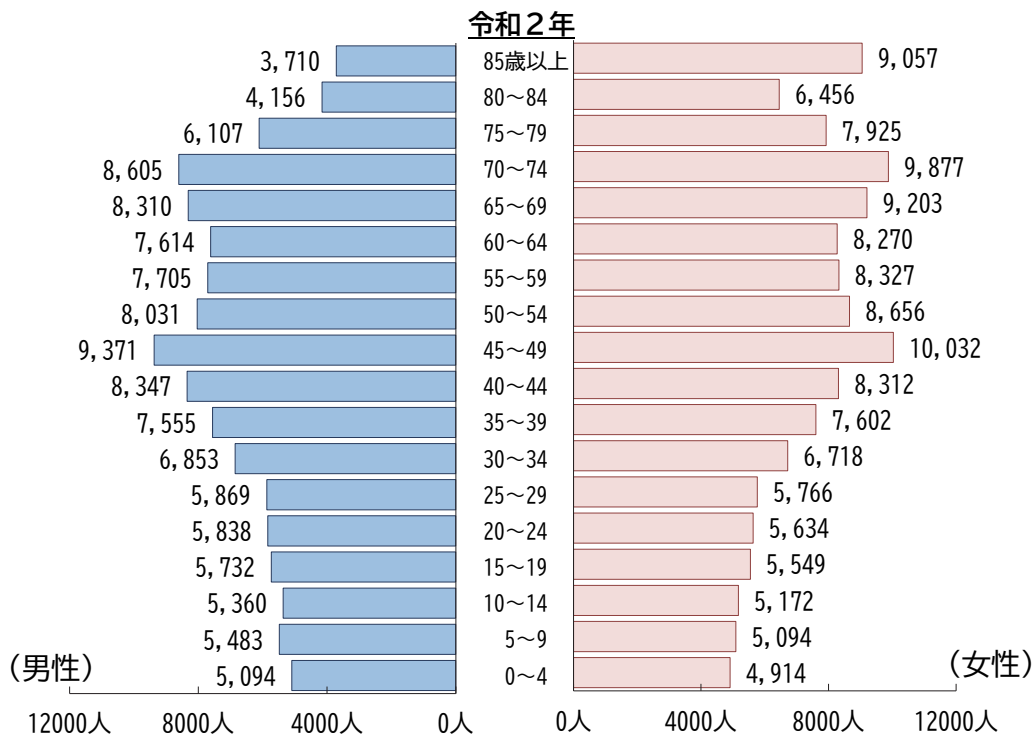
- 1 人口・世帯など統計データ
- 2 データから見える本市の課題と特徴

第2章 子どもを取り巻く現状

1 人口・世帯など統計データ

(1) 人口ピラミッド

この図は本市の令和2年と令和6年の人口をグラフ化したものです。
 形態は女性高齢者が膨らんだツボ型となっています。
 特に0～4歳の減少数が大きくなっています。



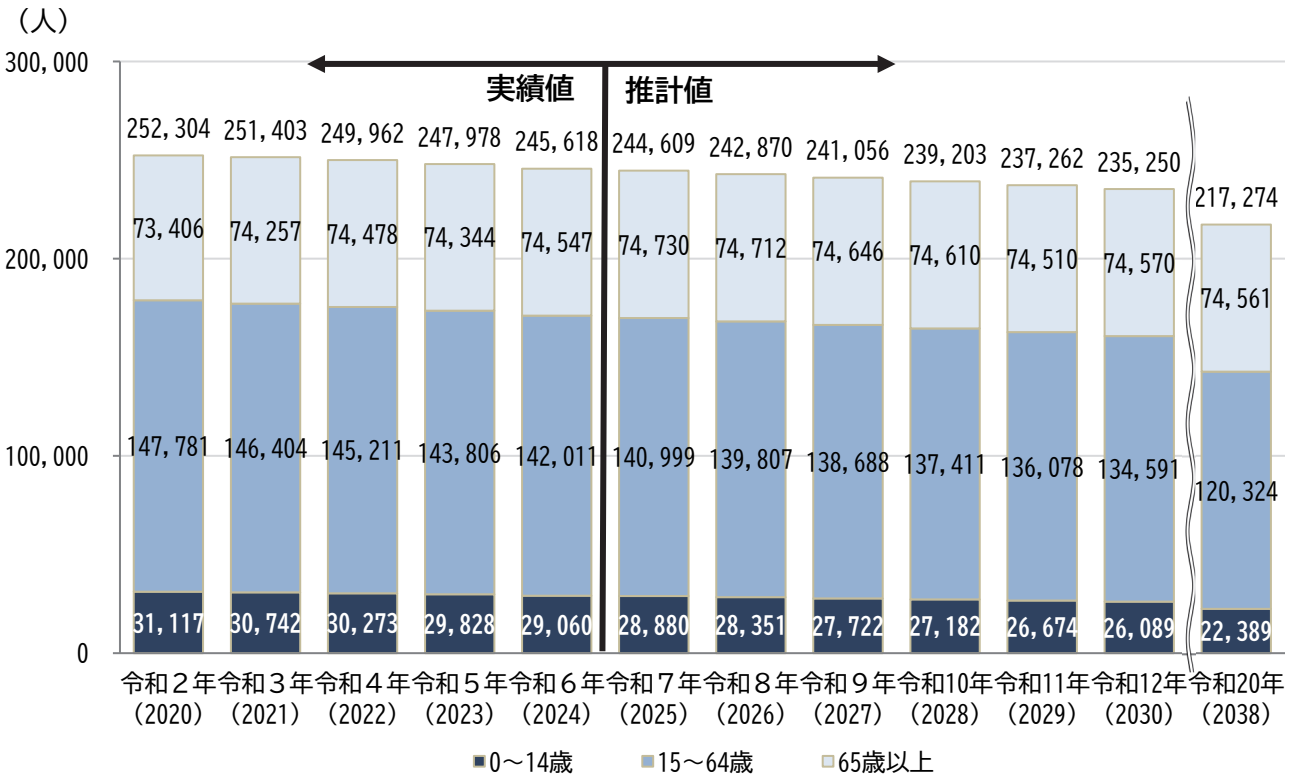
出典：住民基本台帳（4/1時点）

(2) 総人口推移

人口は減少傾向にあります。

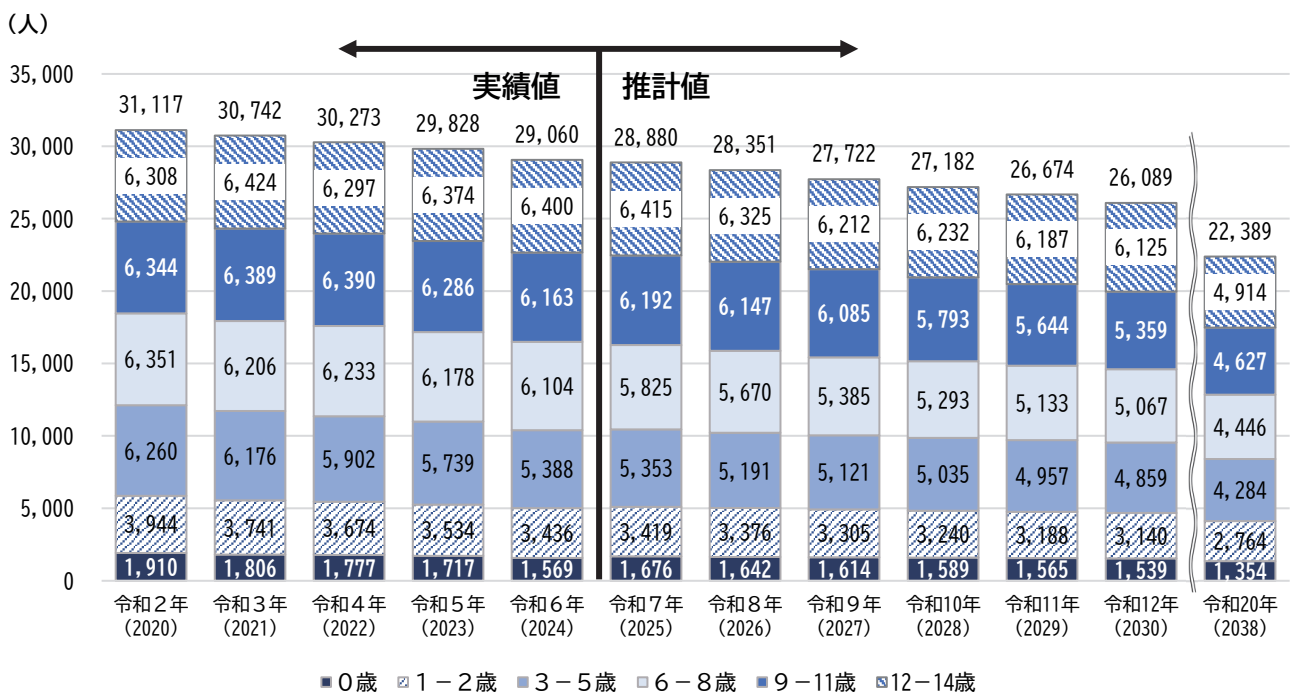
0～14歳も減少傾向にあり、なおかつ全体に占める割合も徐々に低下しています。

■ 年齢3区分別総人口の推移と推計



(3) 子どもの人口推移

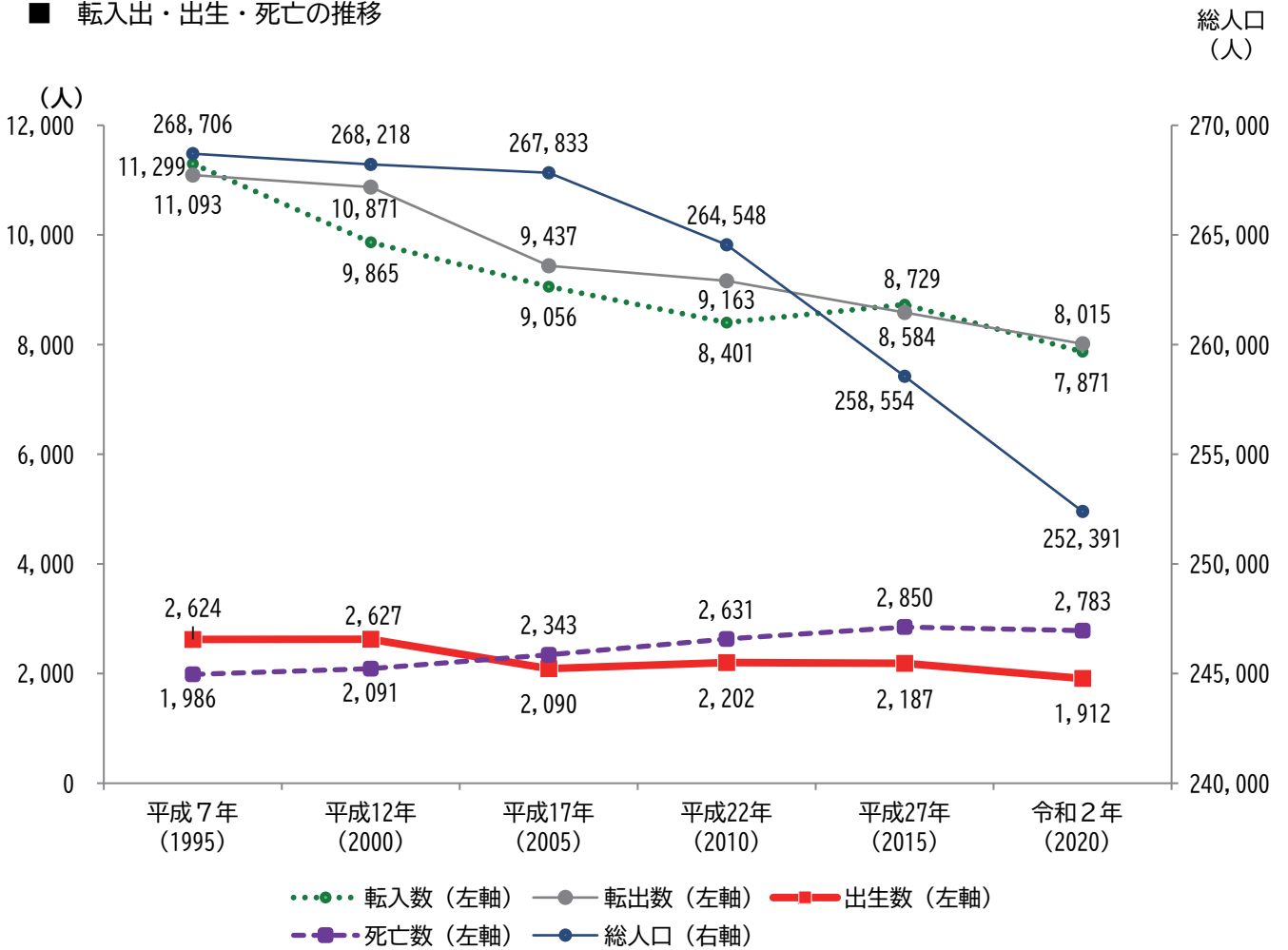
■ 0～14歳の年齢別内訳



(4) 転入出・出生・死亡の動向

本市の転入数と転出数は、増減を繰り返しながら、長期的には微減傾向となっています。
出生数も増減を繰り返しながら、長期的には減少傾向となっています。

■ 転入出・出生・死亡の推移

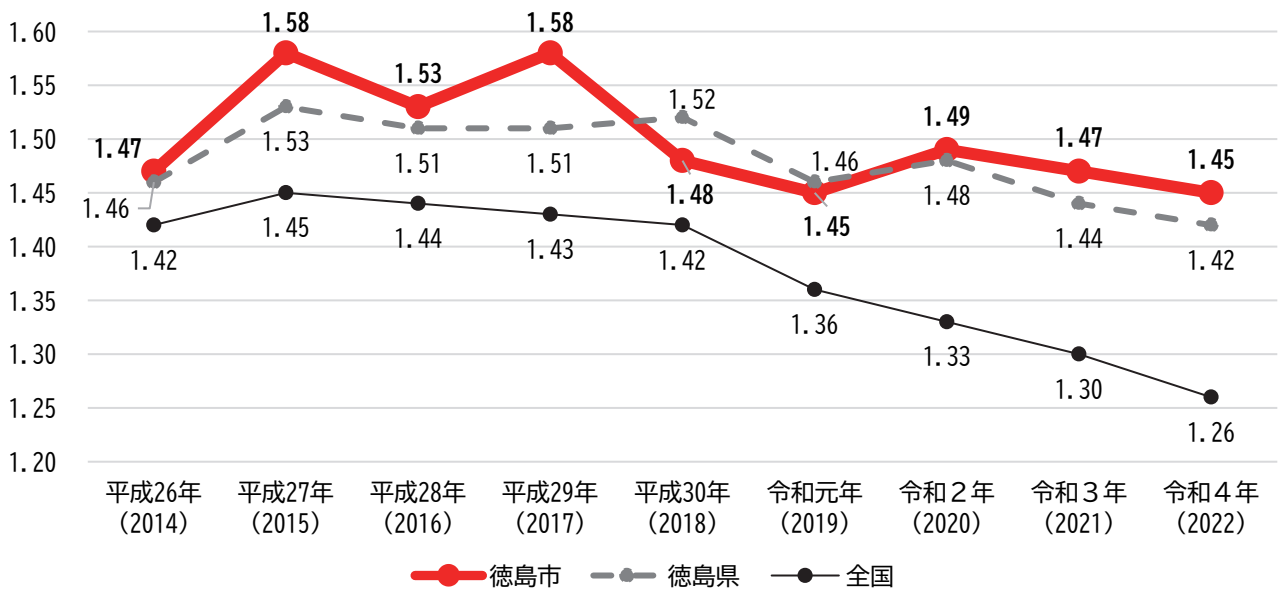


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(5) 合計特殊出生率

本市は平成29年以降減少傾向にあります。

■ 合計特殊出生率

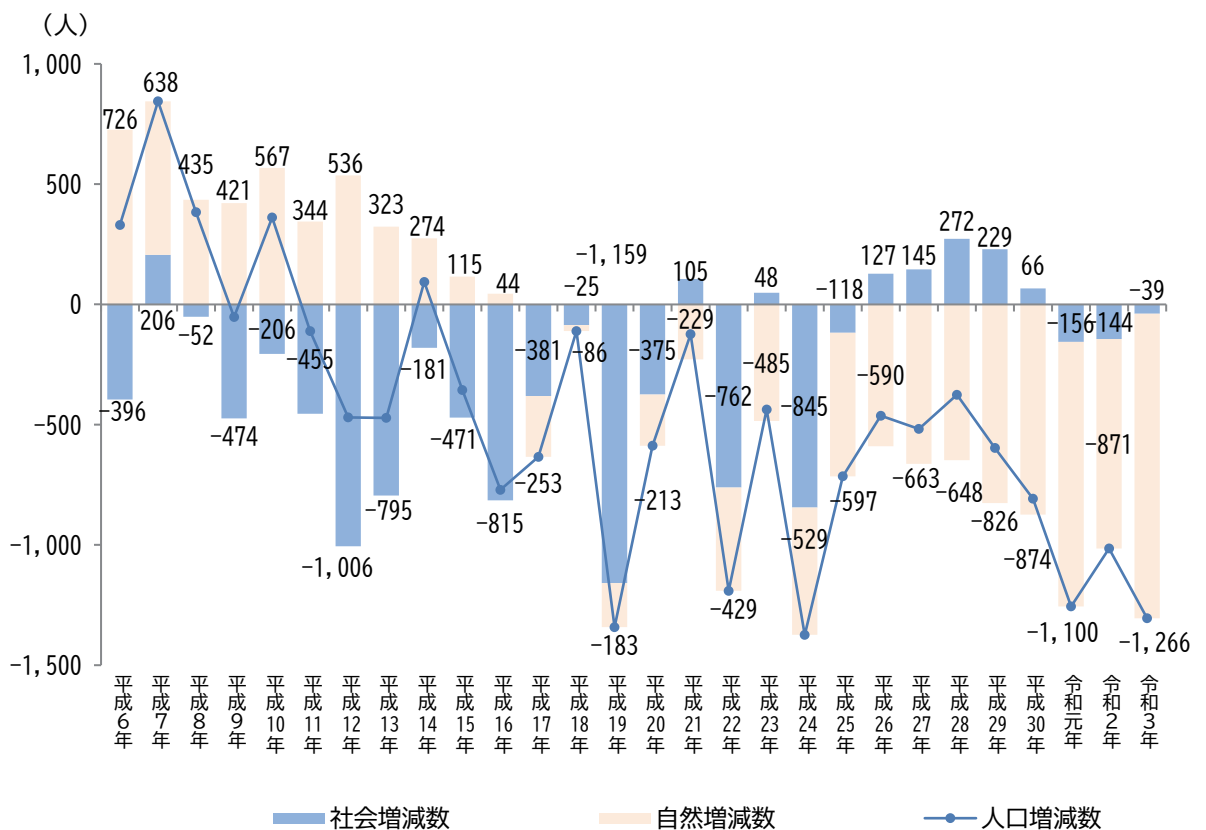


出典：厚生労働省「人口動態調査」、「人口動態統計特殊報告」
 (注) 徳島市は厚生労働省の人口動態調査の調査情報を独自集計したものである

(6) 人口動態の推移—社会増減数と自然増減数—

本市は平成25年以降、自然増減数の減少が人口減少の大きな要因となっています。

■ 人口動態の推移

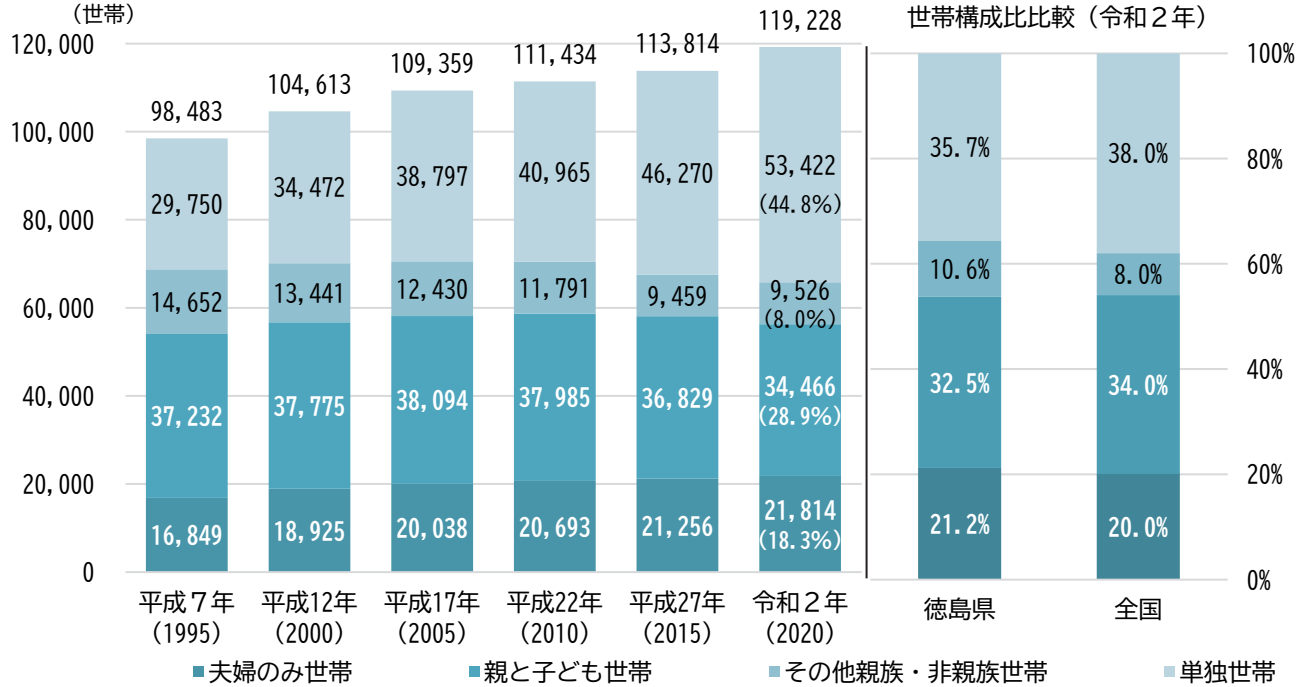


出典：「(域経済分析システム) 自然増減・社会増減の推移」
 (https://summary.resas.go.jp/) を加工して作成

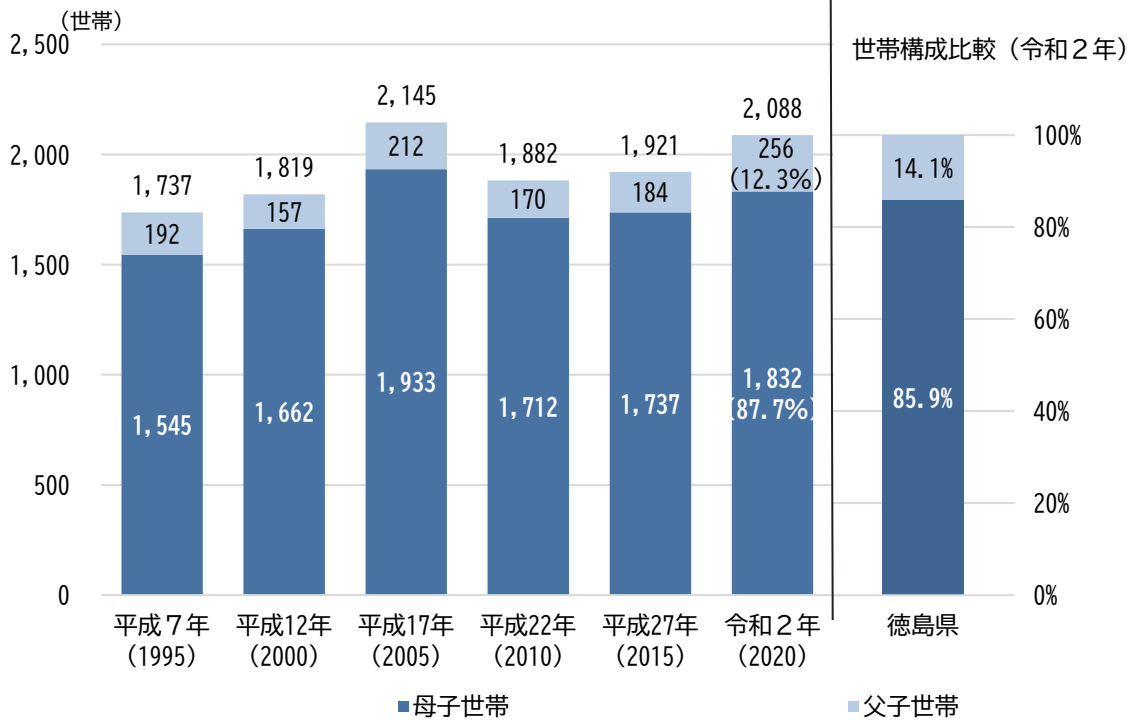
(7) 世帯の動向

本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。
 経年変化を追うと「夫婦のみ世帯」は増加傾向にありますが、「親と子ども世帯」は減少傾向にあります。
 「単独世帯数」比率は国・県と比較して高くなっていますが「夫婦のみ世帯数」比率は低くなっています。
 「母子世帯」「父子世帯」の割合は県平均とほぼ同じとなっています。

■ 世帯別構成数の内訳



■ 母子・父子世帯構成数の内訳



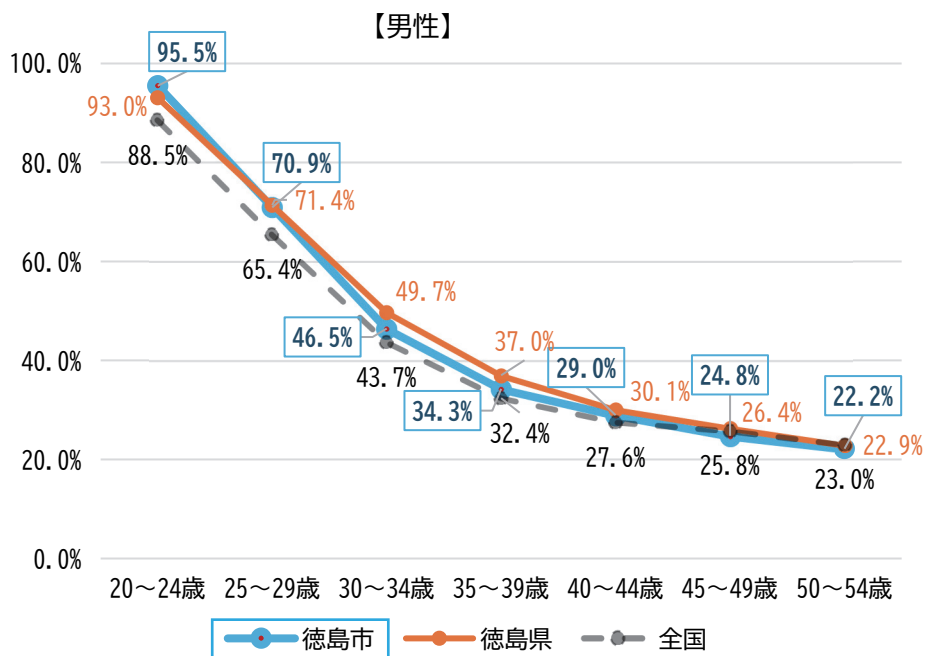
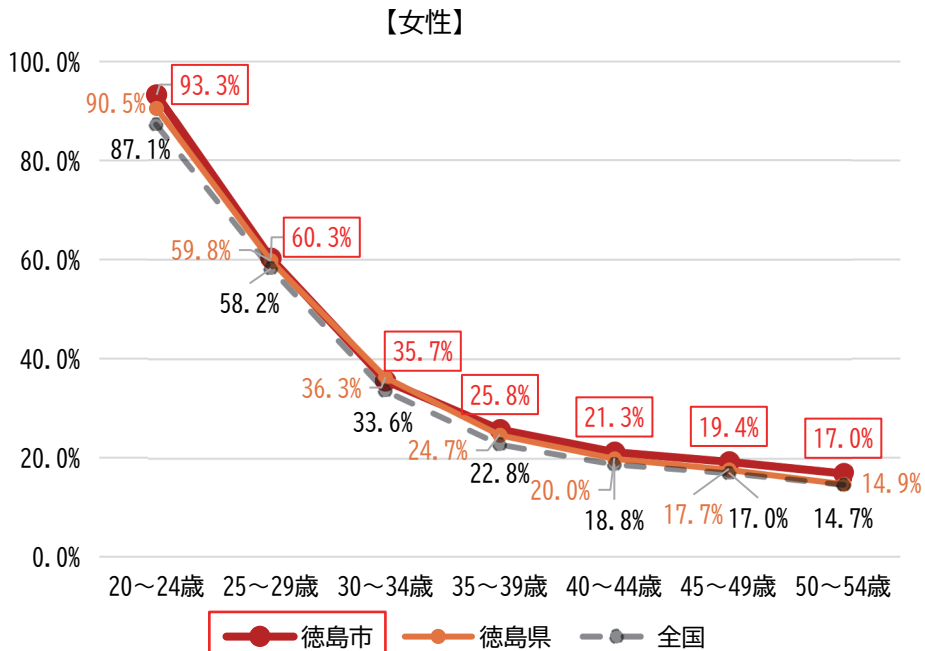
出典：「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

(8) 男女別年齢別の未婚状況（令和2年）

本市の女性の未婚率は、「30～34歳」だけが県よりも低くなっています。それ以外では、国・県を上回っています。

男性の未婚率は、年齢別で見ると、「20～24歳」は国・県を上回っていますが、「25～29歳」から「40～44歳」までは国と県の間となっており、「45～49歳」以降は国・県よりも低くなっています。

■ 未婚率

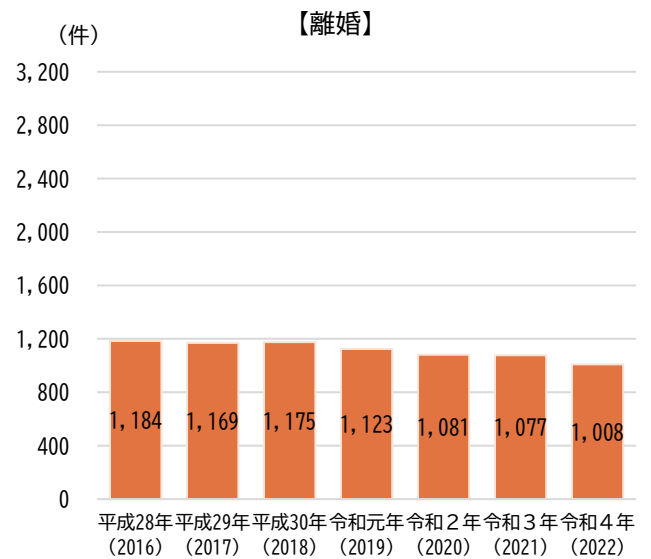
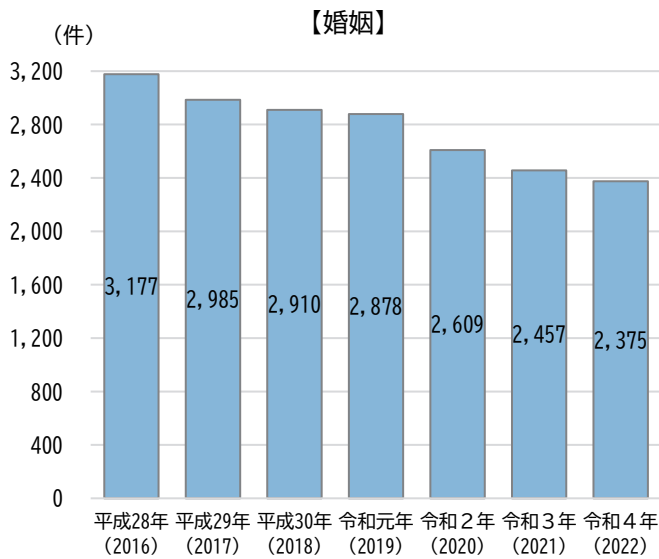


出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

(9) 婚姻と離婚の状況

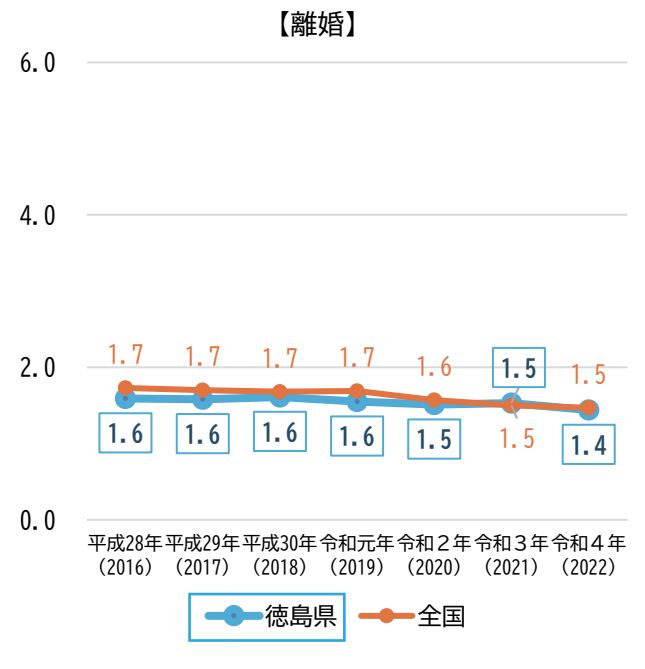
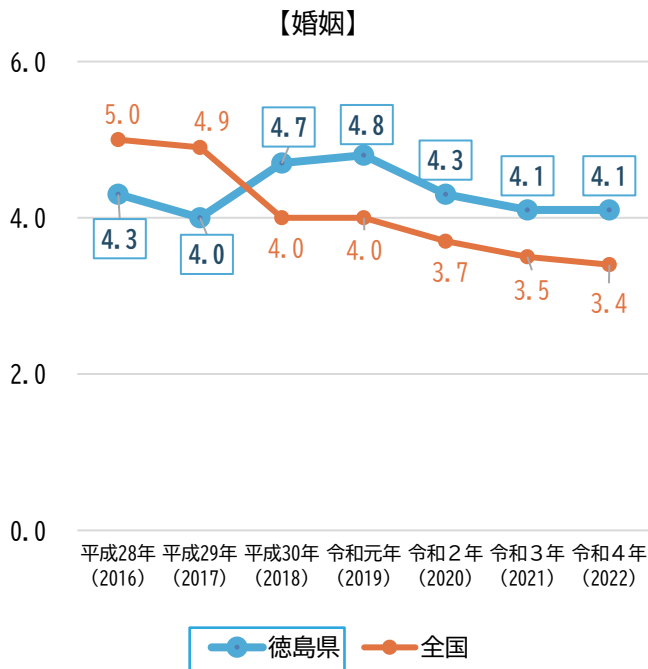
徳島県の婚姻件数は減少傾向、離婚件数は微減傾向となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■ 婚姻率・離婚率 (人口千対)

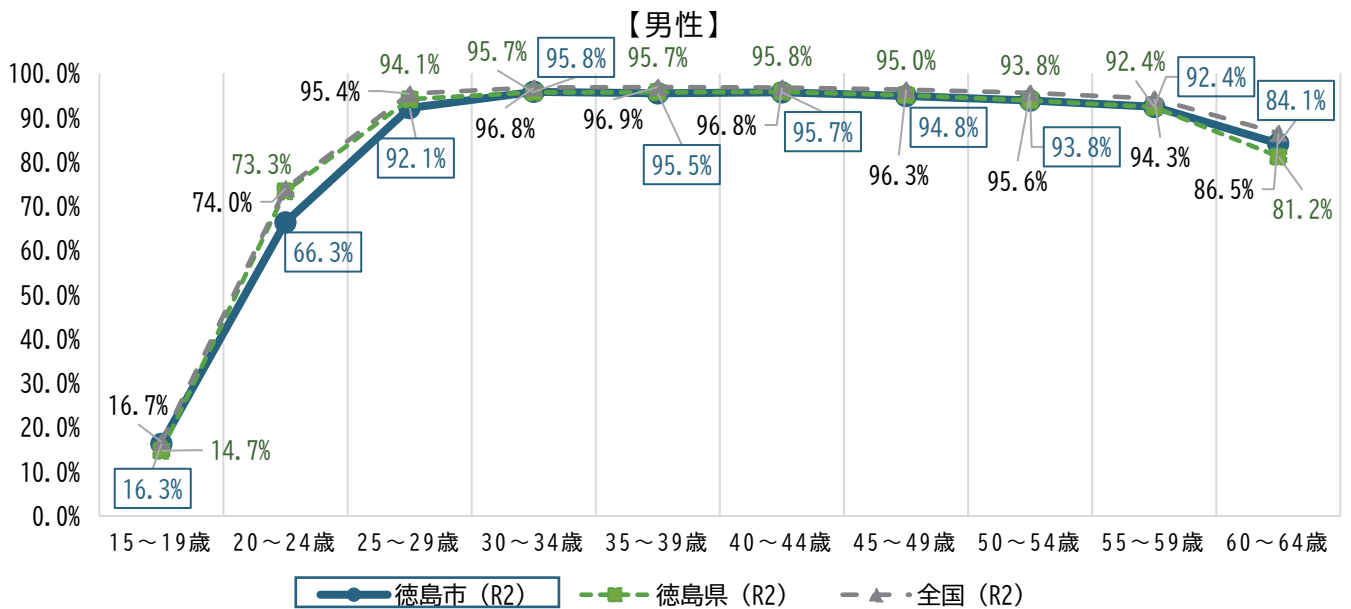
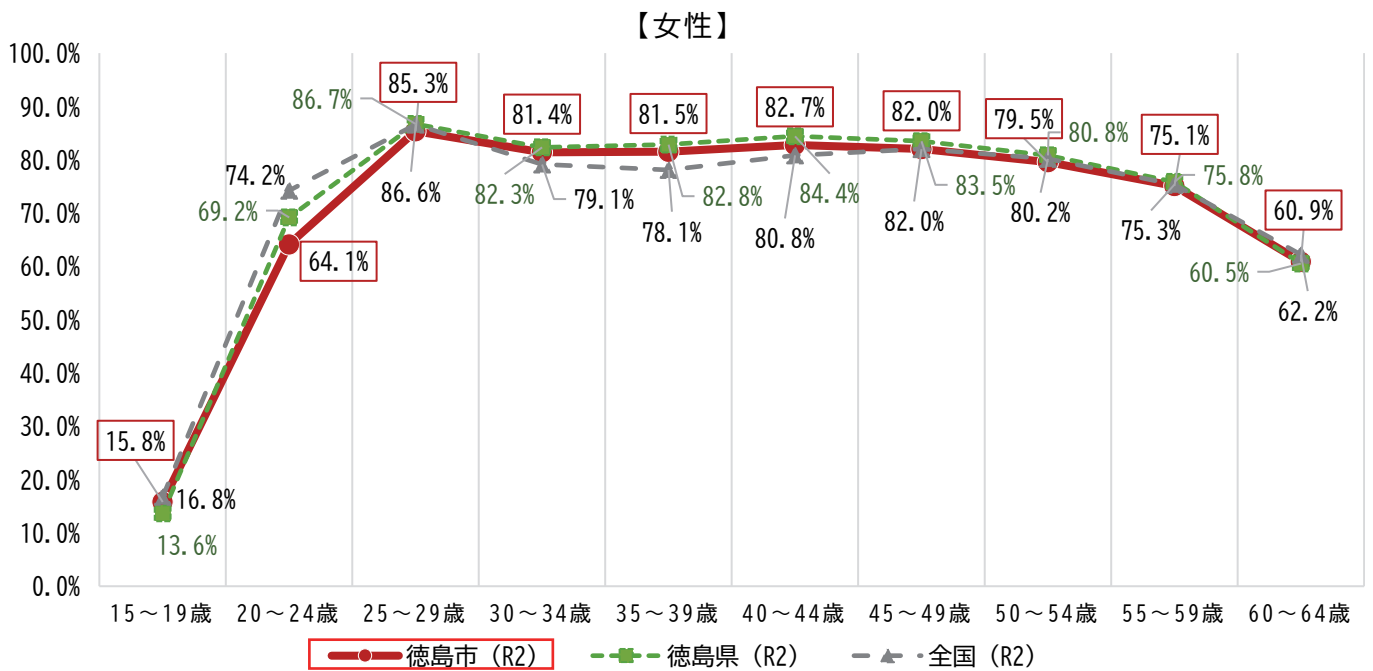


出典：厚生労働省「人口動態統計」

(10) 年齢別にみた労働力率（令和2年）

本市の女性の労働力率は国や県と同様にM字型から台形に近づきつつあります。

■ 労働力率



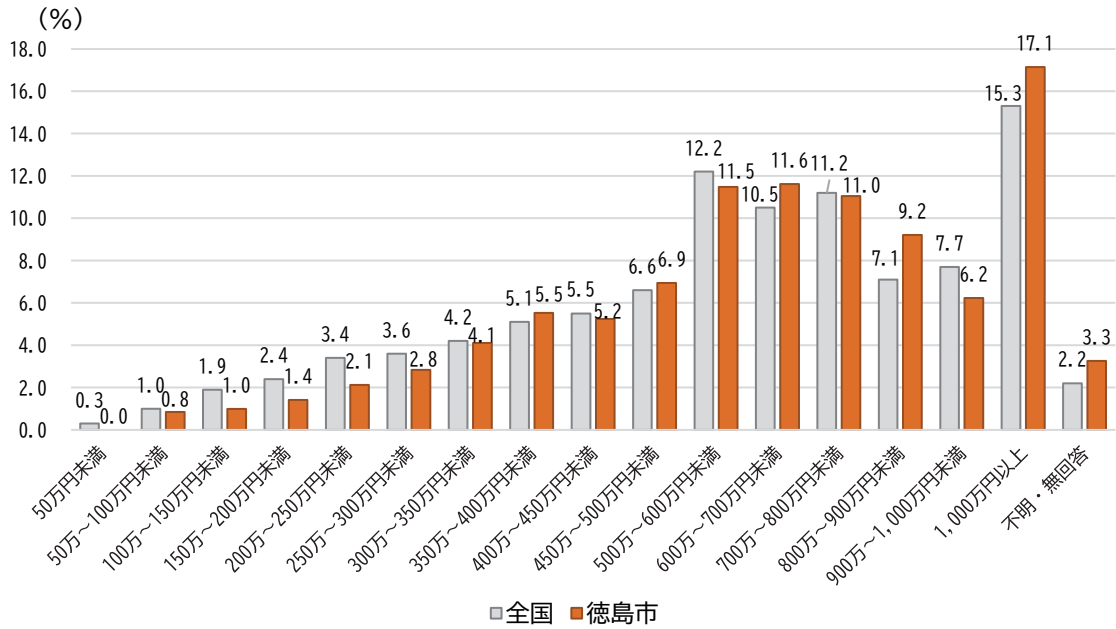
出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

(11) 所得類型

世帯全員のおおよその年間収入（税込）は、「1000万円以上」が17.1%で最も割合が高く、次いで「600万～700万円未満」が11.6%、「500万～600万円未満」が11.5%、「700万～800万円未満」が11.0%となっています。

調査結果より世帯収入分布において、全国の傾向とほぼ同じ傾向が見られました。

■ 世帯全体の収入(全国と徳島市の比較)



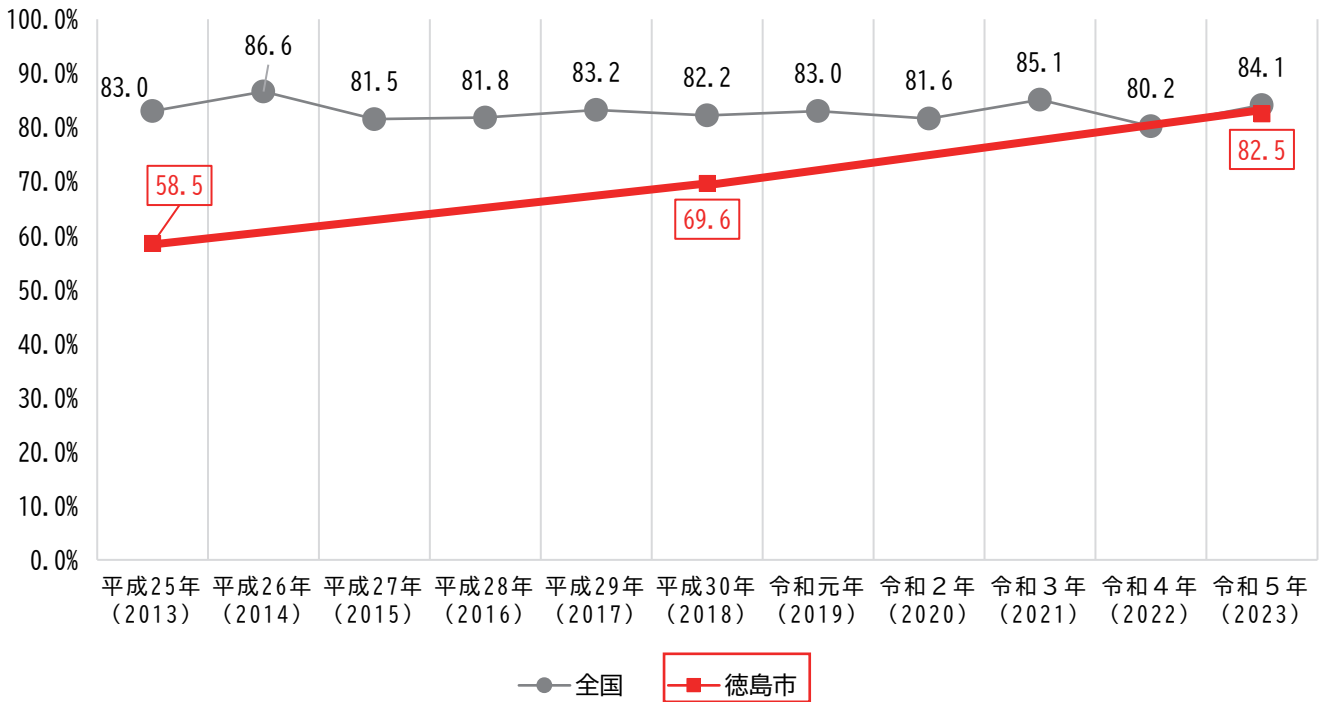
出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」
 全国「令和4年国民生活基礎調査」

(12) 育児休業の取得状況

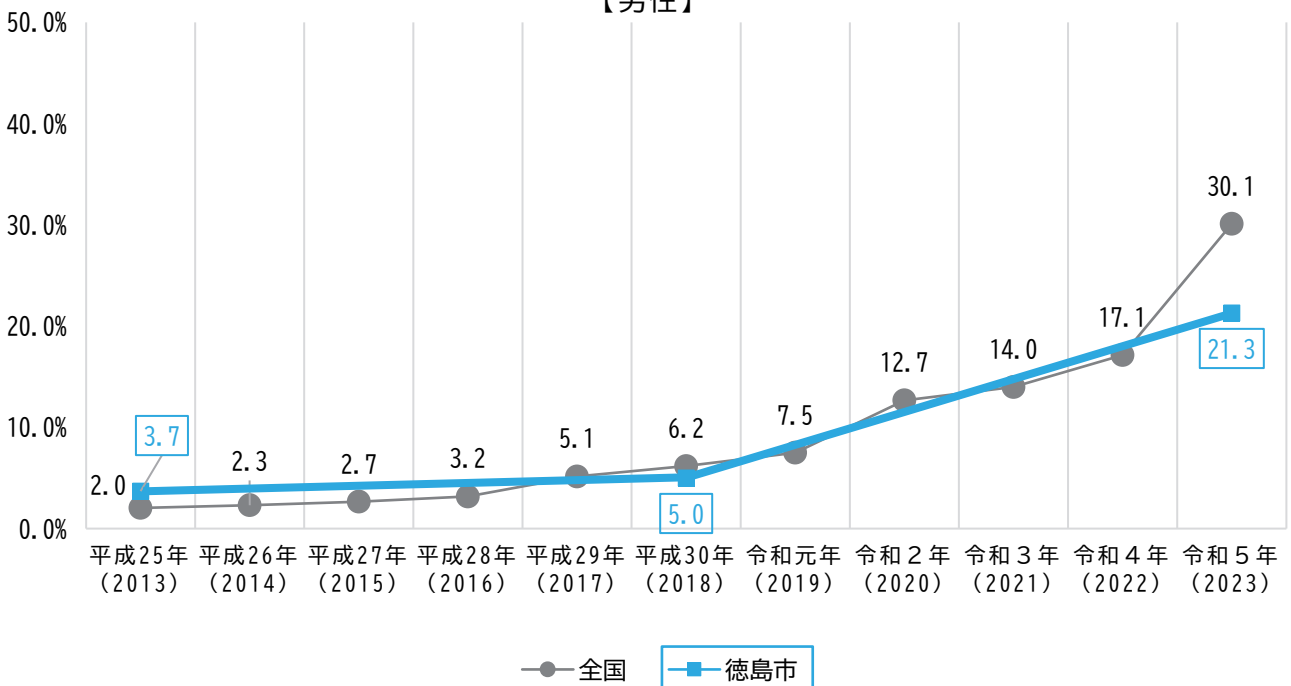
本市は女性・男性とも全国の育児休業取得率を下回っています。

■ 育児休業取得率

【女性】



【男性】



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」
 (注) 徳島市は徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査

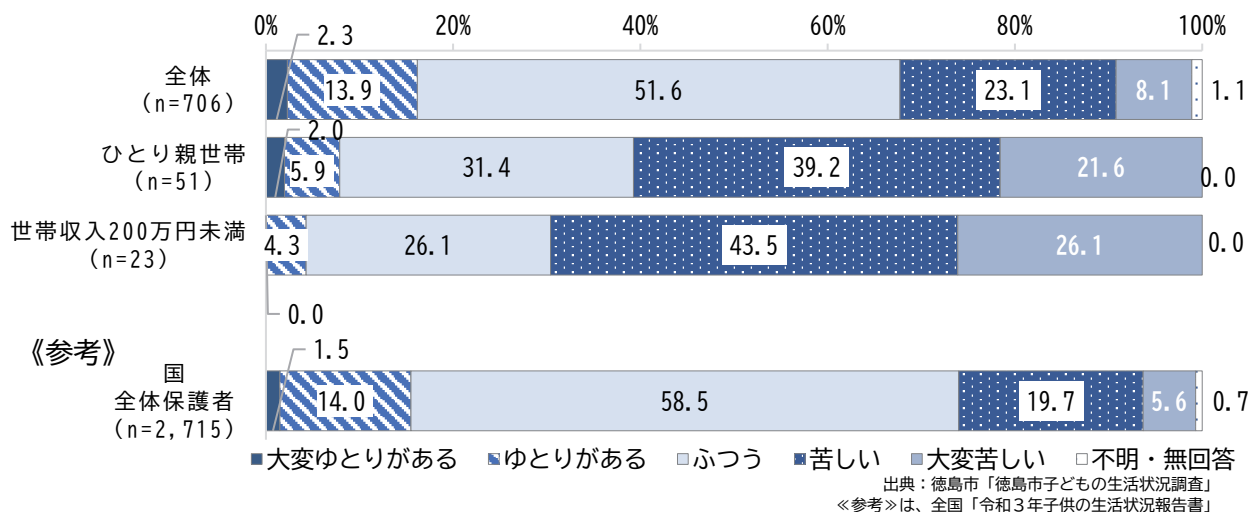
(13) 生活状況

現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて、全体では、「大変ゆとりがある」が2.3%、「ゆとりがある」が13.9%、「ふつう」が51.6%となっており、合わせて67.8%となっています。また、「苦しい」が23.1%、「大変苦しい」が8.1%となっており、合わせて31.2%となっています。

ひとり親世帯でみると、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」「ふつう」を合わせて39.3%、「大変苦しい」「苦しい」合わせて60.8%となっています。

世帯収入200万円未満の世帯でみると、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」「ふつう」を合わせて30.4%、「大変苦しい」「苦しい」合わせて69.6%となっています。

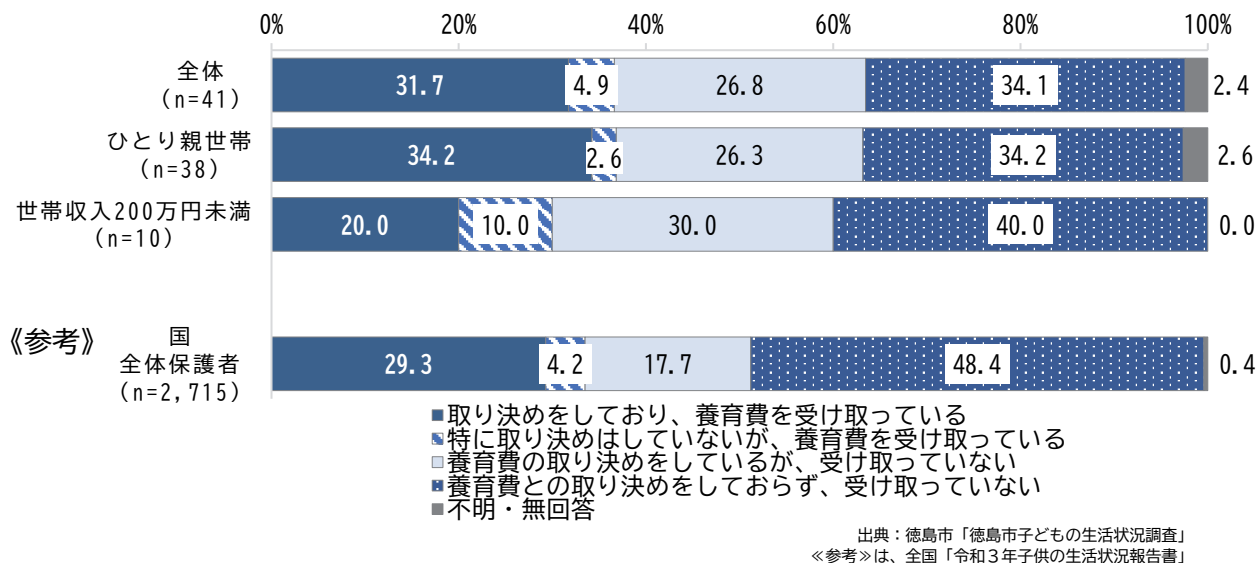
■ 暮らしの状況についての認識



婚姻の状況について「離婚」を選んだ方に対し、離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているかについて尋ねました。全体では、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」が31.7%、「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」が4.9%、「取り決めをしているが、養育費を受け取っていない」が26.8%、「取り決めをしておらず、養育費を受け取っていない」が34.1%となっています。「受け取っていない」との回答を合わせると60.9%となっています。

また、「受け取っていない」との回答は、ひとり親世帯では、60.5%、世帯収入200万円未満の世帯では、70%となっています。

■ 養育費の取り決めの有無



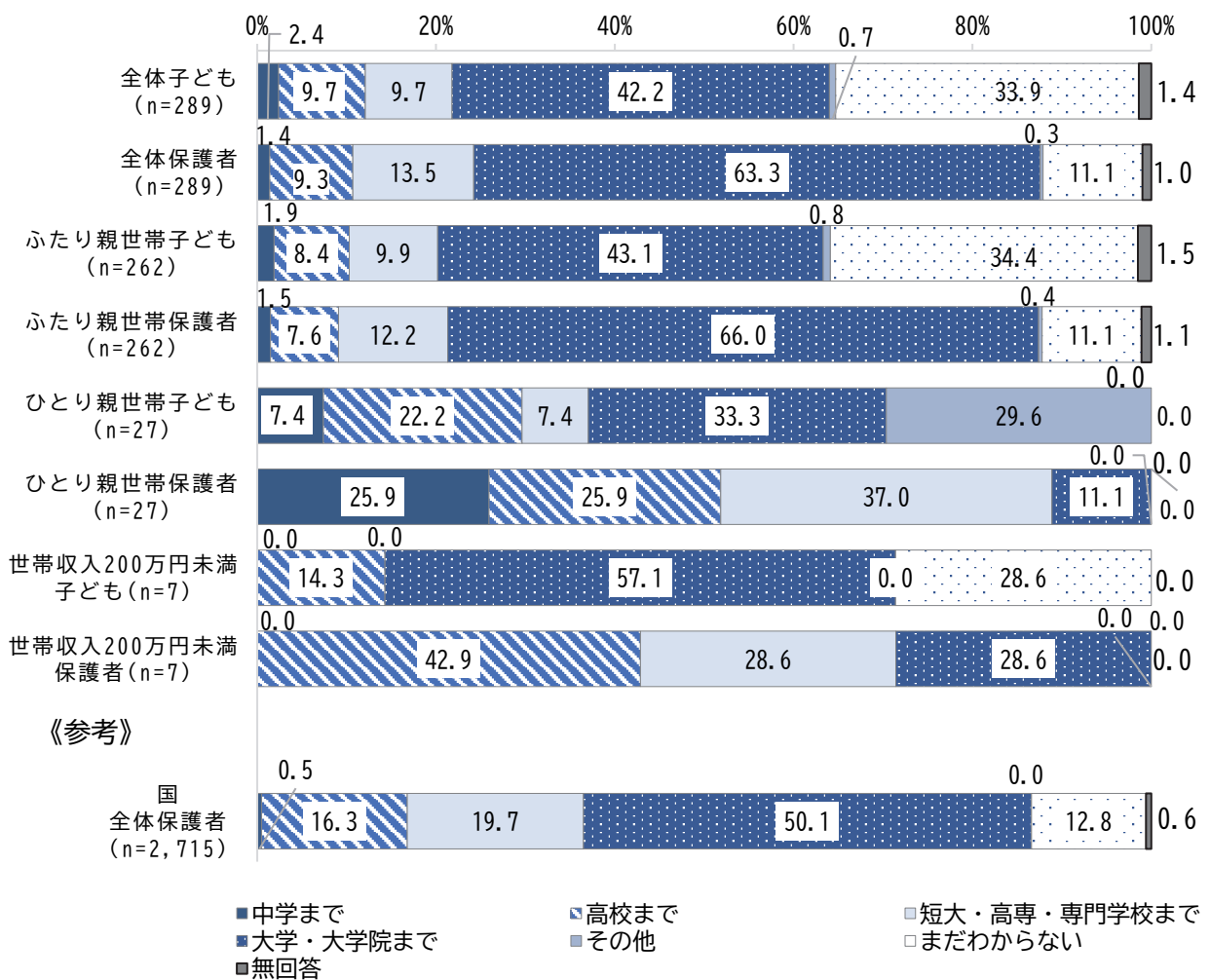
(14) 子どもの進学段階に関する希望・展望

保護者が考える子どもの進学段階に関する希望・展望と子ども自身が進学したいと思う教育段階の一致・不一致の状況について、世帯状況別にみると、「教育段階不一致」の割合は、全体では51.7%、ふたり親世帯では50.8%、ひとり親世帯では61.1%、母子世帯では54.3%となっています。

■ 保護者と子どもの考えの状況

	全体		ふたり親世帯		ひとり親世帯		母子世帯		世帯収入 200万円未満	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一致	132.5	45.8%	122	46.6%	10.5	38.9%	10.5	45.7%	3.5	50.0%
不一致	149.5	51.7%	133	50.8%	16.5	61.1%	12.5	54.3%	3.5	50.0%
無回答	7	2.4%	7	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	289	100%	262	100%	27	100%	23	100%	7	100%

出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」



出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」
 《参考》は、全国「令和3年子供の生活状況報告書」

(15) 相談相手

子育て以外の重要な悩みの相談について、「頼れる人がある」が87.7%、次いで「頼れる人がいない」が7.1%、「そのことでは人に頼らない」が4.1%となっています。

「頼れる人がある」と回答した場合の相談相手は、全体、ひとり親世帯、世帯収入200万円未満の世帯とも、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「職場の人」となっています。

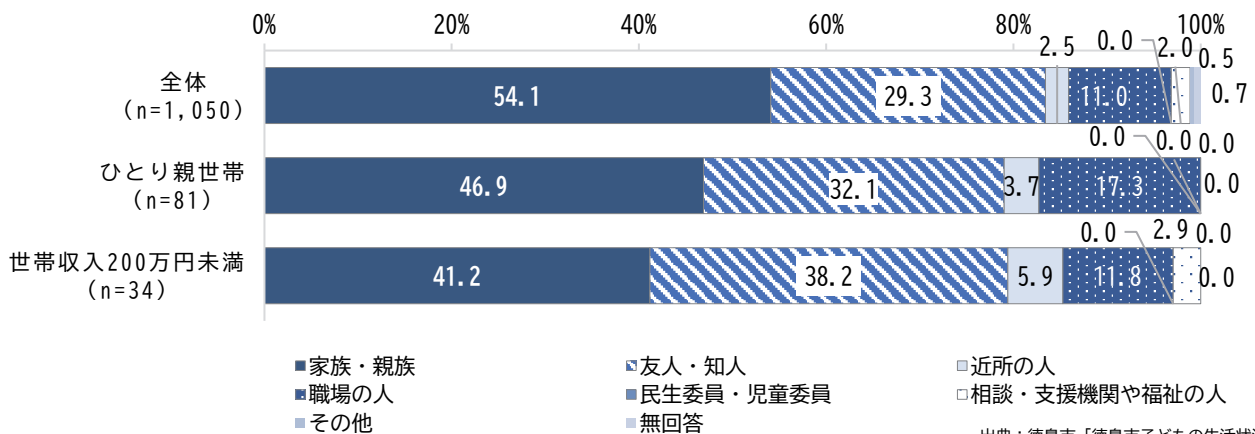
つぎに、いざという時のお金の援助相談については、「頼れる人がある」が64.7%、次いで「そのことでは人に頼らない」は20.9%、「いない」は12.1%となっています。

「頼れる人がある」と回答した場合の相談相手は、全体、ひとり親世帯、世帯収入200万円未満の世帯とも、「家族・親族」が最も多かったです。世帯収入200万円未満の世帯については、「家族・親族」以外の相談相手はいませんでした。

	頼れる人がある	頼れる人がいない	そのことでは人に頼らない	無回答	合計
(a) 子育て以外の重要な悩みの相談					
件数	619	50	29	8	706
割合	87.7%	7.1%	4.1%	1.1%	100%
(b) いざという時のお金の援助					
件数	457	85.5	147.5	16	706
割合	64.7%	12.1%	20.9%	2.3%	100%

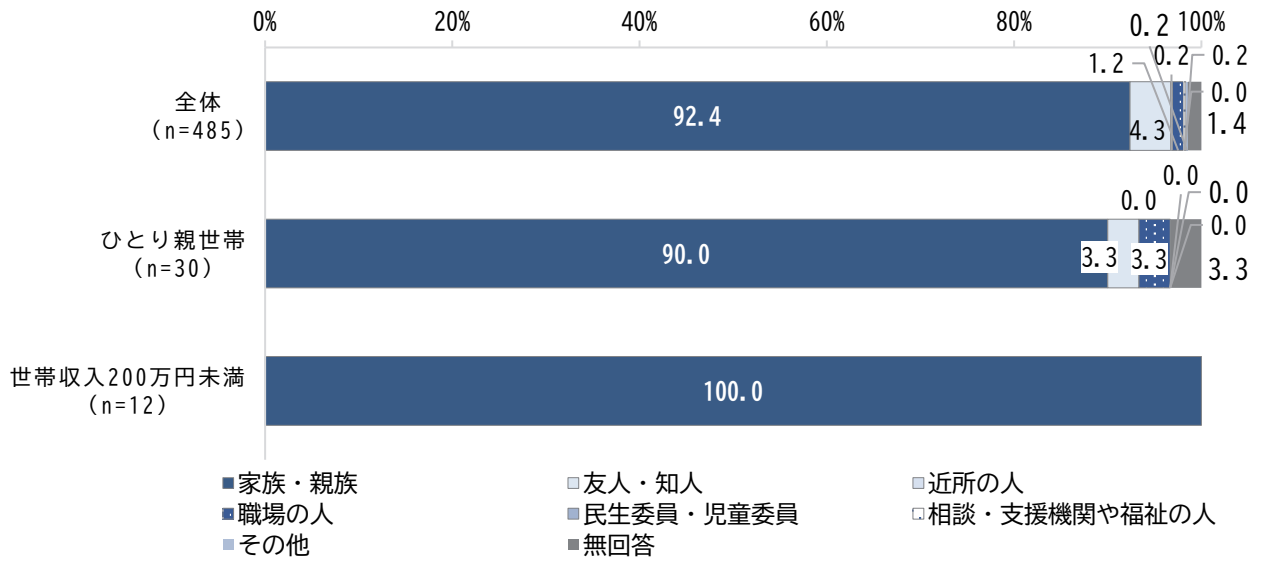
出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」

■ 子育て以外の重要な悩みの相談



出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」

■いざという時のお金の援助



出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」

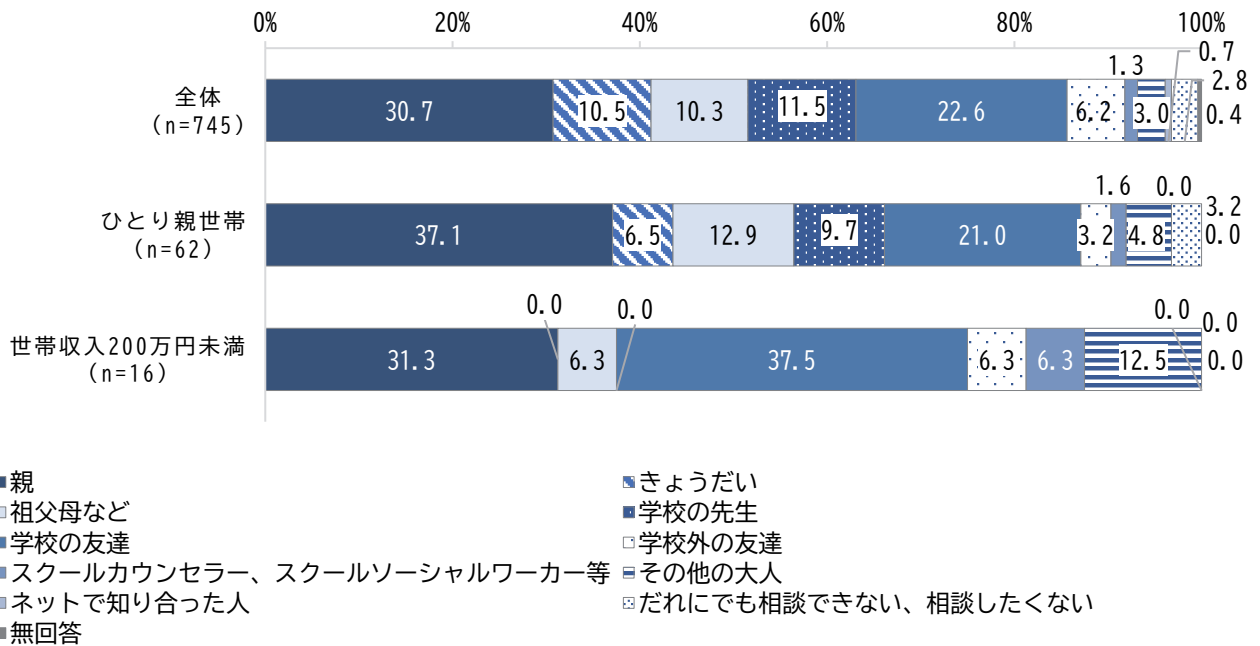
困っていることや悩みごとがあるとき相談できると思う人については、全体では「親」が30.7%で最も高く、次いで「学校の友達」が22.6%、「学校の先生」が11.5%となっています。

ひとり親世帯では、「親」が37.1%で最も高く、次いで「学校の友達」が21.0%、「祖父母など」が12.9%となっています。

世帯収入200万円未満の世帯では、「学校の友達」が37.5%と最も高く、次いで「親」が31.3%となっています。

また、「だれにでも相談できない、相談したくない」が全体で2.8%、ひとり親世帯が3.2%、「ネットで知り合った人」に相談できると思うが全体の0.7%となっています。

■ 相談できると思う相手（子ども）



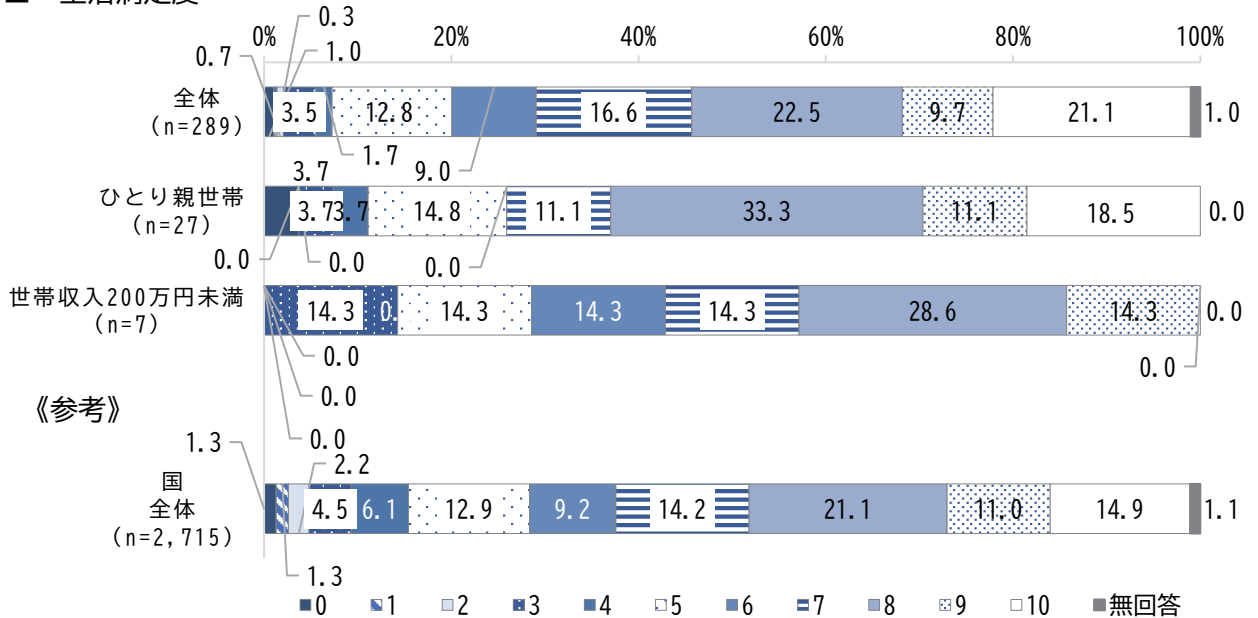
出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」

(16) 子どもの生活満足度

最近の生活満足度については、全体では「0～2」に該当する割合が2.0%、「3～4」に該当する割合が5.2%、「5」に該当する割合が12.8%、「6～7」に該当する割合が25.6%、「8～10」に該当する割合が53.3%となっており、満足度が高いとの回答「6～10」の割合は78.9%となっています。

「6～10」の割合は、ひとり親世帯では、74.0%、世帯収入200万円未満の世帯は、71.5%となっており、だんだんと低くなっています。

■ 生活満足度



※満足度は数字が大きくなるほど、高くなります。

出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」
 《参考》は、全国「令和3年子供の生活状況報告書」

保護者の年収別では、「400万～450万円未満」の子どもの平均満足度が8.2と一番高くなっています。子どもが相談できると思う相手別では、「その他の大人（学童保育クラブの人、塾・習い事の先生、地域の人など）」の子どもの平均満足度が8.3と最も高く、次いで「学校外の友達」が8.0となっており、「親」のほかに身近に複数相談相手がいる子どもほど満足度が高くなっています。

また、「だれにでも相談できない、相談したくない」と回答した子どもの平均満足度は6.1と一番低くなっています。

■ 保護者の年収別子どもの満足度

保護者の年収	子どもの満足度	平均満足度
50万～100万円未満		7.5
100万～150万円未満		4.0
150万～200万円未満		7.7
200万～250万円未満		7.4
250万～300万円未満		6.9
300万～350万円未満		6.9
350万～400万円未満		7.3
400万～450万円未満		8.2
450万～500万円未満		7.3
500万～600万円未満		7.6
600万～700万円未満		7.2
700万～800万円未満		7.3
800万～900万円未満		7.4
900万～1,000万円未満		7.0
1,000万円以上		7.6

■ 相談できると思う相手（子ども）別 子どもの満足度

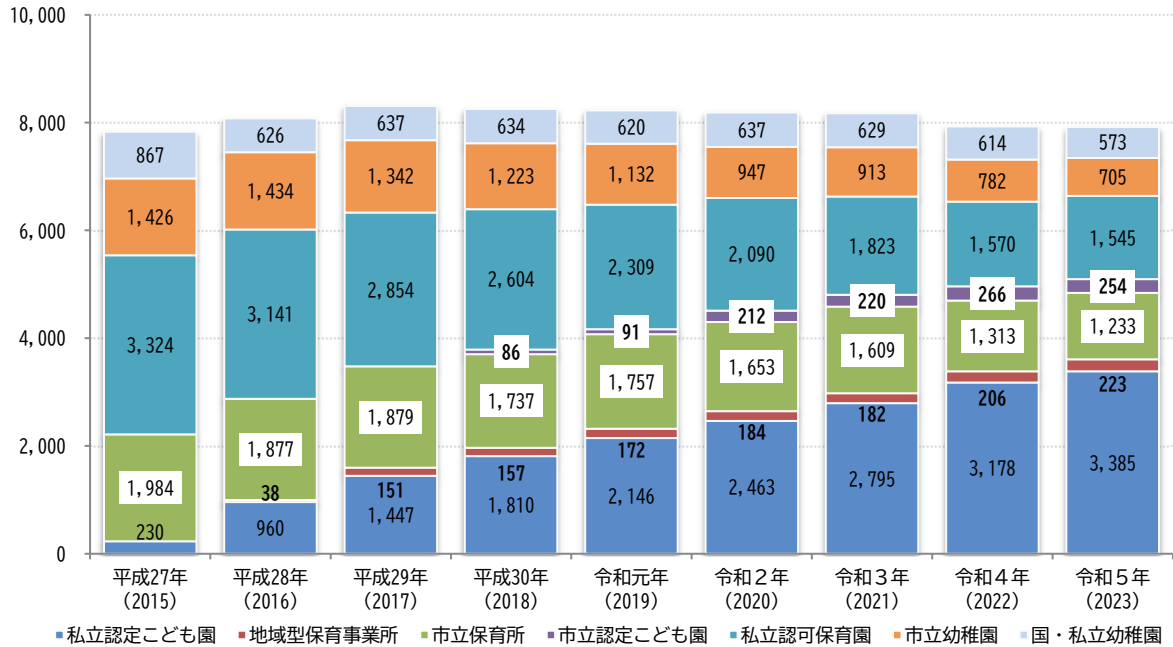
相談できると思う相手	子どもの満足度	平均満足度
親		7.5
きょうだい		7.7
祖父母など		7.8
学校の先生		7.7
学校の友達		7.6
学校外の友達		8.0
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど		7.6
その他の大人（学童保育クラブの人、塾・習い事の先生、地域の人など）		8.3
ネットで知り合った人		7.8
だれにでも相談できない、相談したくない		6.1

出典：徳島市「徳島市子どもの生活状況調査」

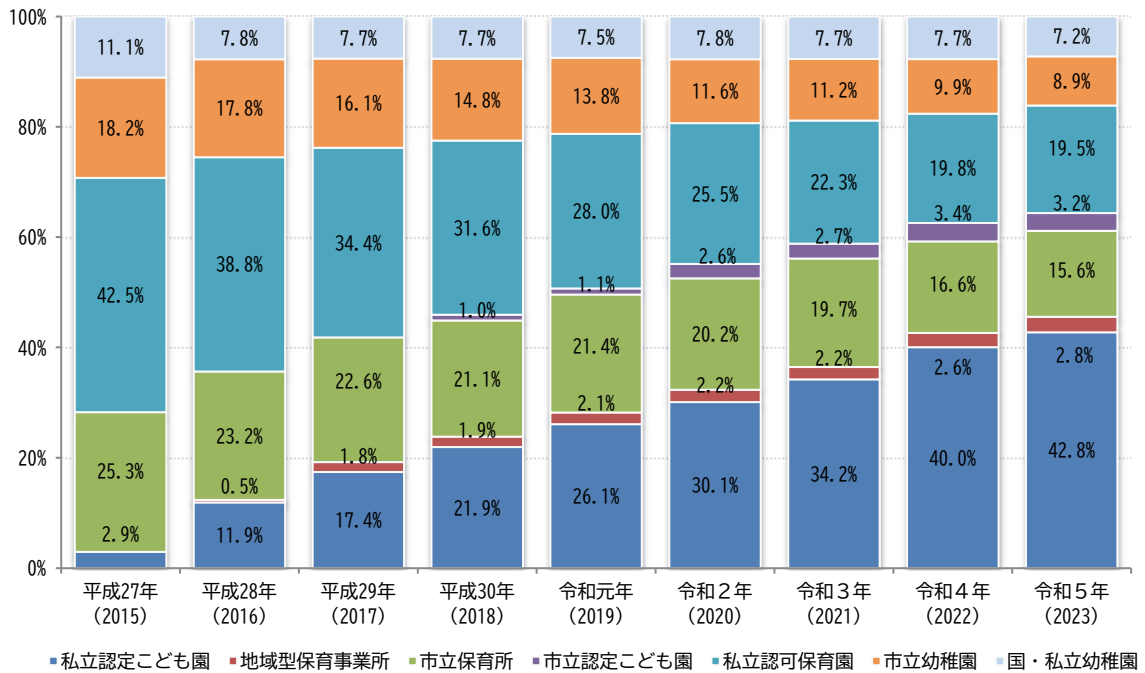
(17) 認定こども園・保育所・幼稚園等の状況

本市における認定こども園と保育所、地域型保育事業所及び幼稚園の利用状況を見ると、人口減少・少子化の進行に伴って平成 29 年度をピークに利用者総数は減少傾向にあります。

■ 保育所・幼稚園等利用者数の推移（公立・認可施設のみ）



■ 施設類型別利用率の推移（公立・認可施設のみ）



出典：徳島市「統計年報」

2 データから見える本市の課題と特徴

社会環境や子ども・子育て支援法などの趣旨を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の主要課題として、次のことが挙げられます。

(1) 子ども本位の教育・保育事業の提供

① すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供

保護者の就労などにかかわらず3歳から5歳児の幼児教育を希望する場合は「幼稚園」、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合は「保育所」というように、保護者の就労状況や家庭の事情によって利用できる事業が異なっていました。そこで、新制度では、幼稚園・保育所という従来の枠組みに加え、新たな選択肢として「認定こども園」が制度化されました。

こうした背景を踏まえ、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備することが求められています。

② 教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成

国においては、認定こども園の普及促進を念頭に、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有する「幼保併有資格者」の確保に向けた取組みが進められています。

本市においても、認定こども園制度を活用して教育・保育の一体的な提供を実施するには、教育と保育を一体的に担う人材を確保するとともに、継続的な研修などを通じて、資質の向上を図ることが必要となります。

③ 幼児期における同年齢や異年齢の子どもと主体的にかかわる機会の確保

幼児期における集団生活は、子どもたちの思いやりや優しさ、規範意識などを育む上で、非常に重要な意味を持ちますが、少子化の進行により兄弟姉妹の数が減少する中、家庭や地域において他の子どもとかわる機会が減少しています。

そうした中、幼稚園、保育所及び認定こども園などの教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義は、ますます高まっていることから、各施設において同年齢や異年齢の子どもが主体的にかかわり合う機会を確保することが重要です。

④ 発達障害を含む特別支援の充実

新制度においては、発達障害を含む障害のある子どもなど、特別な配慮を要する子どもに対する教育・保育事業の適切な提供が求められています。

現在、幼稚園においては特別支援教育を、保育所及び認定こども園においては統合保育の中で障害児や発達上の課題のある子どもへの保育を提供していますが、それらについては引き続き質の向上を図ることが必要とされています。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

① 保育の必要性の認定要件の緩和などへの対応

新制度においては、フルタイム労働者だけでなく、パートタイマーや居宅内労働者など、様々な就労形態を対象として保育の必要性が認定されるなど、多様化する保育ニーズへの対応が進められています。

また、保育所等における定期的な保育の利用のみでなく、一時預かりや病児保育など、不定期な保育ニーズにも適切に対応し、子どもや子育て家庭を支援することが求められています。

② 乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、保育所への入所希望者は年々増加を続けており、特に0・1歳児をはじめとする乳幼児の潜在的保育ニーズは、本市においても高い状況にあるため、各職場における育児休業の取得促進や保育所等における0・1歳児の受入枠の拡大などが必要とされています。

③ すべての子育て家庭に対する、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援（こども誰でも通園制度）

国は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施することとしています。これは、保育所や認定こども園等に通っていない子ども（生後6か月から満3歳未満）が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる制度です。こうした取組みを含め、子どもの育ちを支援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援の強化が求められています。

(3) 持続可能なサービス供給体制の確保

① 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

本市は、平成10年を境に人口減少社会へと転じており、今後も少子化のさらなる進行が予測される中、教育・保育事業の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、保育の必要性の認定要件の緩和や地域的な人口の増加などにより、新たな利用者の増加も予想されることから、将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえて、ニーズ量に応じた供給体制を整備することが求められます。

② 教育・保育提供区域ごとのサービス確保

新制度においては、教育・保育提供区域⁶ごとに必要とされる子ども・子育て支援の事業量を算定し、量を確保していくこととされています。

現状では幼稚園や保育所などの教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業についても、提供区域ごとに事業内容や確保量が異なることから、各提供区域における量の見込みを踏まえて、サービスを確保していくことが必要となります。

(4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

① 働く保護者が子どもと向き合える環境づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的にかかわり、協力し合いながら、子育てに関する責任と役割を果たしていくことが重要です。

そのためには、各企業・事業所において育児休業制度の適切な運用や勤務時間の見直し、育児への理解促進など、性別を問わず、働きながらでも子育てに向き合うことができる環境を整備していくことが求められます。

また、こうした問題は小学校就学前に限らず、低学年を中心とする学童期においても課題となっていることから、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援を講じることが必要です。

② 育児疲れなどに起因する児童虐待の防止

近年の核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れなどから児童虐待へと発展するケースも発生しています。

こうした問題を未然に防止するためには、妊娠・出産期から第三者が積極的にかかわり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行うことが重要であるため、本市における拠点であるこども家庭センターを中心に、引き続き取組みを進める必要があります。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく支援を求めることが重要であるため、関係機関とのさらなる連携強化が必要とされています。

⁶ 提供区域：子ども・子育て支援法では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定めることとされている。

③ 子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供

本市では、これまでも様々な子ども・子育て支援事業を実施していますが、保護者が育児に追われる中で、子育て支援についての十分な情報を得られず、育児不安や育児疲れなどが深刻化するケースも想定されます。

こうした事態を未然に防ぐため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点⁷事業、子育て家庭の訪問などによる相談事業などを通じて、保護者に対するよりきめ細かな情報提供を行うことが求められています。

④ 小学校への円滑な接続

新制度においては、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けた支援の充実を図ることが求められています。

本市においても、幼児期と学童期でカリキュラムが異なることを踏まえた接続期の支援や、学童保育施設の整備などが必要とされています。

⑤ 幼児教育・保育の無償化、児童手当制度の拡充

令和元年10月から、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を踏まえて、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されました。

また、児童手当においては、令和6年10月から所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降加算の増額など制度が拡充されました。

このような制度変更に際しては、国・県などと連携しながら、適切に対応をしていく必要があります。

⁷ 地域子育て支援拠点：0歳から就学前までの子どもとその保護者が利用できる子育て支援施設。保育所（園）などを活用し、市内各所に設置。

(5) 子どもの貧困対策の推進

① ひとり親世帯への支援の推進

本市が行った「子どもの生活状況調査」によると、本市の子育て世帯における世帯の年間収入の分布状況は、全国と同様の傾向がみられました。それを踏まえて相対的貧困に陥る可能性がある年収 200 万円未満の世帯類型をみたところ、65.2%がひとり親世帯となっていることから、親子が健全な生活を営むことができるようひとり親支援の推進を図っていく必要があります。

② 子どもの居場所づくり

本市が行った「子どもの生活状況調査」によると、子どもにとっての生活満足度は、保護者のほかに身近に複数相談相手がいる子どもの平均満足度が高く、「誰にも相談できない、相談したくない」と回答した子どもの平均満足度が一番低くなっています。このことから子どもの心の健やかな育ちには、社会から孤立することなく子どもにとって身近で安心して過ごせる環境が必要であり、家庭や地域との連携・協働を通じた地域資源の把握や活用による子どもの居場所づくりが求められています。

③ 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るために、保護者の収入や家庭環境に関係なく、自分の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるよう、子どもの権利、利益を確保し、義務教育段階の就学援助、高校生・大学生などへの修学支援を行うとともに、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

本計画が目指す将来像や基本理念の具体的な取組みについて定めています。

- 1 目指す姿
- 2 基本理念
- 3 重点テーマの推進・充実
 - (1) 就学前における教育・保育事業の充実
 - (2) 児童虐待防止対策の充実
 - (3) 妊産婦・子どもの健康づくりの推進
 - (4) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (5) 障害児施策の充実
 - (6) 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備
 - (7) 子どもの貧困対策の充実
- 4 社会の構成員が果たすべき役割

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

本計画では、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに社会のすべての構成員が協力し、「一人ひとりの子どもが、かけがえのない、個性ある存在として認められ、自己肯定感を感じながら成長していくことができる」環境が整えられることを目指します。

2 基本理念

本計画では、次の3つの理念を柱とした取組みを推進します。



質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

【主要課題】

- ✓ 子ども本位の教育・保育事業の提供
- ✓ 多様化する保育ニーズへの対応
- ✓ 持続可能なサービスの供給体制の確保



地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

【主要課題】

- ✓ 妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援



子どもの権利利益を 保ち、孤立させること のない社会の実現

子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体の課題として解決するという意識のもと保護者の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの教育・生活・保護者の就労など子どものことを第一に考えた支援環境を整えます。

【主要課題】

- ✓ 子どもの貧困対策の推進

3 重点テーマの推進・充実

(1) 就学前における教育・保育事業の充実

① 公私の役割分担

「目指す姿」を実現するため、公私の教育・保育施設は、次の役割分担に基づき、連携・協働して子ども・子育て支援に取り組みます。

●公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、地域の教育・保育水準の維持・向上を図るための中心的な役割を担うとともに、私立施設の供給量が不足する提供区域における教育・保育事業の確保や虐待の恐れがあるために措置的な入所が必要なケースへの対応など、地域のセーフティネットとしての役割を果たします。

また、提供区域ごとに地域子育て支援拠点施設を設置し、相談・交流事業に加えて、高齢者や地域学生などとの世代間交流、地域の伝統文化や習慣・行事に触れることによる親子の育ちの支援、地域ボランティアや子育てサークルの養成などの地域支援に努めるものとします。

●私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設（地域型保育事業者を含む。）は、効率的な施設運営や柔軟で迅速に対応できる機動性などの強みを生かし、多様化する保護者ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

また、自らの施設に入所する児童以外に対しても、施設の開放などによる相談・交流活動の充実を通じて、在宅育児家庭に対する子育て支援を実施するよう努めるものとします。

② 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況などにかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国は、普及に向けた取組みを進めています。

本市では、こうした国の動向を踏まえ、新たな教育・保育事業者の参入に当たっては、教育・保育事業の提供区域である各中学校区ブロックに認定こども園の整備が進むよう、取組みを図ります。

なお、既存施設からの移行については、施設の状況や事業者の意向などを十分踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。

③ 幼稚園教諭・保育士等の資質向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭、保育士等（以下「保育士等」といいます。）の資質向上が必要不可欠であるため、次の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組みます。

●幼児教育アドバイザーの配置・確保等

教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。

●幼保併有資格の取得促進

認定こども園の普及促進に当たり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度などを活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けた支援を行います。

●保育士等の処遇改善

保育の担い手である保育士等の確保が全国的な課題となっていることから、本市においても、国や県の制度を活用し、保育士等の処遇改善に取り組みます。

●特に配慮を要する子どもにかかわる職員の資質向上

健康状態や発達の状況、家庭環境などから特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

●研修機会の確保・拡大による保育の質の向上

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育士等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、より高度な専門性が求められるようになってきています。日々の業務に加え、各種の研修機会の充実により、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

こうしたことから、自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努められるよう、研修の機会の確保に向けた支援を行います。

また、幼稚園教諭・保育士等の双方が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有し、資質の向上を図ります。

④ 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

各提供区域における教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者などと連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供などに関する支援を行うものとします。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携を図ります。

⑤ 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

●保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

市ホームページ及びSNSにおいて教育・保育の情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境の整備を進めます。

また、妊娠届出時に子育てガイドブック「さんぽ」を配布するとともに、出産後における乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所に地域子育て支援拠点施設などを整備し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行います。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みやニーズなどに対して円滑に対応するため、「こども家庭センター」において、保健師等が相談支援などを行います。



●育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

育休満了時（原則1歳到達時）から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量の確保を図ります。

⑥ 教育・保育施設と小学校との連携方策

●教育・保育施設から小学校への円滑な接続の支援

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、各教育・保育施設において、一人ひとりの発達のプロセスや健康の状況などを記録した要録を作成し就学先の小学校へと送付している取組みなどを踏まえ、教育・保育施設と小学校間の情報共有を図ります。

また、遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育への生活の変化に、子ども一人ひとりが対応できるように、教育・保育施設と小学校の交流活動や合同研修などの取組みを充実させるとともに、接続期における指導方法の工夫や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。

●学童保育の充実

留守家庭児童の健全育成対策として、特に小学校低学年時には、学童保育のニーズが高い実態を踏まえ、学童保育の充実を図ります。

また、公設民営を継承しつつ、支援員等の確保や業務負担の軽減など運営上の課題に応じた支援を行い、安定的かつ持続的な体制づくりに取り組めます。



(2) 児童虐待防止対策の充実

本市では、徳島県中央こども女性相談センター（以下「児童相談所」といいます。）などと連携しながら、児童虐待の防止に向けて、次のような取組みを実施します。

① 家庭児童相談支援体制の充実

●家庭における児童の相談窓口の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への参加などにより、本市の専門性や相談支援などのスキルの向上を図るなど、本市の家庭における児童の相談窓口の充実を図ります。

●きめ細かな相談支援の充実

妊産婦やすべての子どもとその家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応するため、乳児家庭全戸訪問事業など、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境を確認したり、本市の窓口や保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点などにおいて市民からの子育ての相談に気軽に応じ、必要な情報提供や助言を行ったり、特に継続的な支援が必要なケースについては、こども家庭センターと連携して支援を行うなど、本市の妊産婦や子育て世帯の相談支援体制の充実に努めます。

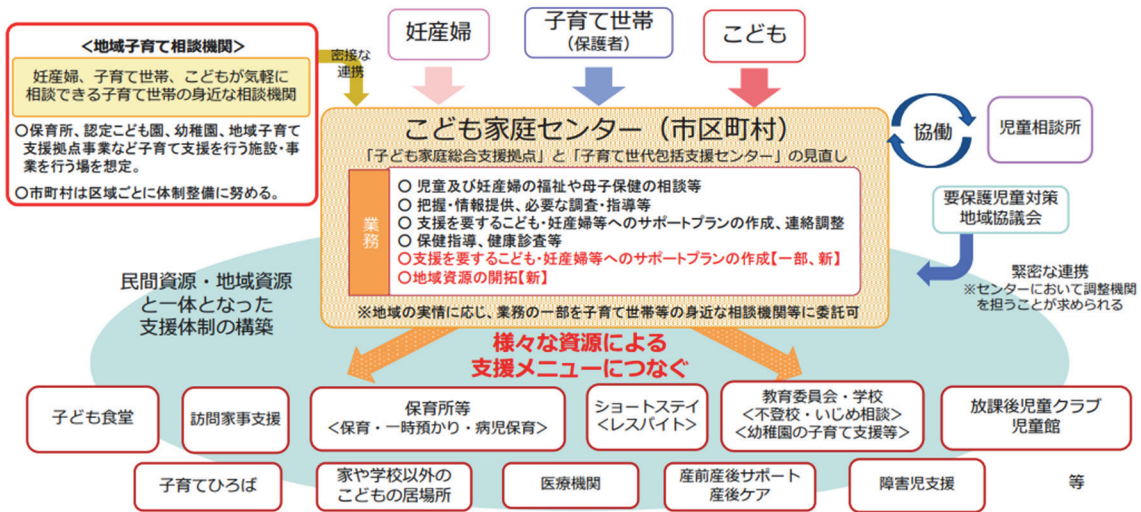
② 関係機関との連携強化

●虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するため、庁内関係部署、児童相談所、保健所、警察、医療機関、教育機関などと情報を共有し、他機関と緊密な連携を図れるよう努めます。

●児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所など、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。



出典:子ども家庭庁「令和4年改正児童福祉法の概要」

③ 地域における子育て支援体制の充実

●地域ぐるみの子育て支援の充実

子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、子育てに関する相談・援助や保護者及び子ども同士の交流の場の提供、子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点施設などを整備し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。

●地域における見守り活動の推進

核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、保護者にかかる子育ての負担感が增大する中、地域の中で子育て家庭を助け合う文化が育まれるよう、民生委員・児童委員やNPOなどによる見守り活動を推進します。

④ 社会的養護施策との連携

保護者の育児疲れなどを未然に防止するため、保護者の状況を踏まえて、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設などとの連携を図るほか、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、家庭支援事業の利用の勧奨などを行い、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に実施します。

(3) 妊産婦・子どもの健康づくりの推進

本市では、妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく子ども・子育ての支援が行われ、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、親子がともに健全な生活を営むことができるよう、次のような取組みを実施します。

① 妊産期からの切れ目のない支援

妊娠の届出などの機会にすべての妊婦と面談を実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、妊産婦や乳幼児に寄り添った切れ目のない支援を行います。

② 妊娠・出産期の健康づくり

妊産婦健康診査や訪問事業、相談事業などを通じて、妊娠・出産期における母子の身体的、精神的な健康づくりに努めます。

③ 子どもの健康づくり

乳幼児健診・相談を通して、乳幼児期の食生活や歯の健康を含む規則正しい生活習慣の確立に向けた取組みや乳幼児期からの肥満による生活習慣病を予防していく取組みを行います。また、学校における健康診断を実施することにより、疾病や障害の早期発見・早期治療へつなげます。

④ 予防接種の実施による感染症の予防

乳幼児期から学童期において、子どもたちが健康に過ごせるよう、適切な予防接種を実施し、感染症の発症・蔓延を防止するとともに、重症化予防に努めます。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

本市では、ひとり親家庭が自立し、親子がともに健全な生活を営むことができるよう、次のような取組みを実施します。

① 健やかな生活の支援

●ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅など生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

●健全な家庭生活の支援

ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、市営住宅への優先入居を実施することにより、健全な住環境の確保を支援するとともに、ひとり親家庭の父母などに対し、医療費の一部を助成します。

② 自立に向けた就業支援の推進

●ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することができるよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職の支援を行います。

●ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中を含めて保育の優先利用が可能となるよう利用調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

●生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るため、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

(5) 障害児施策の充実

本市では、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、次のような取組みを実施します。

① 年齢や障害などに応じた専門的なサービスの提供

●ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

障害児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、就学支援シートや障害児支援利用計画、療育施設における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育などの関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

●障害児や未熟児に対する医療の提供

将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む障害児を対象として、障害の軽減、機能の回復などを目的とした手術などの医療を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療を給付します。

●発達障害者支援センター⁸等との連携による早期療育の実施

早期発見、早期支援が重要であるとされる発達障害児について、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等と連携し、早期療育の実施に努めます。

●障害福祉サービス等の提供

障害児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスを提供します。

⁸ 発達障害者支援センター：発達障害児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っている施設。

② 障害の有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

●教育・保育施設における受入体制の充実

新制度では、障害のある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ち合える環境を、各教育・保育施設において構成することが求められます。

そのため、各教育・保育施設において、個別の指導計画を作成するとともに、カリキュラムの工夫や適切な職員配置、教育・保育に携わる職員の資質向上、バリアフリー化の推進などに継続的に取り組むことにより、受入体制の充実を図ります。

●療育施設との連携強化

障害児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、療育施設と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

●発達障害児支援に向けたスタッフの資質等の向上

自閉症スペクトラム症（ASD）⁹、学習障害（LD）¹⁰、注意欠陥多動性障害（ADHD）¹¹等の発達障害を含む障害児については、障害の特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々の障害児の実情に応じた適切な支援等を行います。

●教育相談や就学支援の充実

乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、各教育・保育施設において、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげます。

●集団教育・保育が困難な子どもに対する支援の充実

障害の状況などによっては、幼稚園や保育所での集団教育・保育による対応が困難なケースも想定されるため、その場合においても、県と連携した療育施設の確保などを通じて、できる限りの支援を行います。

⁹ 自閉スペクトラム症(ASD)：「コミュニケーションがうまく取れない」「人とのかわり手が苦手」「こだわりがある」といった特性のある障害。かつての「自閉症」「アスペルガー症候群」「高機能自閉症」を含む。

¹⁰ 学習障害(LD)：全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態。

¹¹ 注意欠陥多動性障害(ADHD)：発達の段階から見て著しく、集中力がない、じっとしてられない、行動を抑えることができないなどの症状が見られ、日常生活が困難な状態。発達障害の一種。

③ 学童期以降の就学における支援の充実

● 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続の支援

幼稚園や保育所から小学校への就学に当たり、子ども一人ひとりの発達の状況を記録した要録の送付や中学校区別連絡会の開催を通じて、就学先においても必要とされる支援が継続されるよう、支援を行います。

● 特別支援学校への円滑な接続の支援

専門的な指導を行うことが可能な特別支援学校への就学を希望する家庭に対しては、子どもの障害の状況などに応じて、各特別支援学校の情報提供や就学相談などを行い、円滑な接続を支援します。

● 放課後等デイサービスの推進

就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うため、放課後等デイサービスを提供します。

(6) 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

本市では、法律及び両立支援制度¹²や労働行政を所管する県の実施計画などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、次のような取組みを実施します。

① 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

●両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、本市ホームページで、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめ、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

●両立支援制度の適切な利用に向けた支援

利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

●父親の育児参画の促進

パパママクラスの開催などを通じて、父親の妊娠・出産・育児に臨む意識の向上を図ります。

② 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

●支援に取り組む企業や事業所の事例紹介

子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組み、「徳島県はぐくみ支援企業」に認証されている企業や事業所を本市ホームページなどで公表することで、他企業への啓発を行います。

●両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、国や県が実施する施策を踏まえながら、経済団体・労働団体などとも連携して啓発活動を行います。

¹² 両立支援制度：子育てと仕事の両立が図られるよう、国の法律に基づき、様々な休暇や経済的支援を制度化。

(7) 子どもの貧困対策の充実

本市では、子どもの権利利益を保ち、孤立させることのないよう次のような取組みを実施します。

① 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしていけるよう教育・保育施設等における受入体制の強化や職員の資質の向上を図るとともに、就学支援などの充実を図り、教育の機会が妨げられることのないよう支援を行います。

② 生活の安定に資するための支援

経済的な状況などから社会的孤立に陥り、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことのないよう住居の確保や保健医療サービスの利用の支援、保護者の妊娠・出産期からの相談体制の充実や子ども及びその保護者との交流の機会などにもつながる居場所の確保及び子どもの将来の就労につながる支援を行います。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子育て世帯の安定的な経済基盤を築くため、保護者の所得拡大に向けた資格取得などの職業訓練や仕事と両立して安心して子どもを育てられるサービスの提供及び保護者の生活の自立に向けた就労活動の相談など、それぞれの家庭の状況に合った就労活動の支援を行います。

④ 経済的支援

経済的に安定した生活の確保ができるよう、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施、養育費の確保の推進など、様々な支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、教育費負担の軽減などの経済的な支援を行います。

4 社会の構成員が果たすべき役割

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

本市では、平成21年9月に「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」を制定し、家族・家庭、地域、事業者及び行政が協力して、ともに子どもや子育て家庭を支える文化の醸成に努めていくこととしています。

この条例においては、次のとおり各主体が果たすべき役割を掲げていますが、本計画においても、条例の趣旨を踏まえてそれぞれの立場から目指す姿の実現に向けた取り組みを実施します。



① 市の役割

- 子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施すること。
- 市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うこと。
- 施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し、協働して取り組むこと。

② 保護者の役割

- 子どもの行動及び人格の形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めること。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めること。
- 地域社会の一員として、子どもとともに伝統行事、ボランティア活動などの様々な地域活動に取り組み、地域とのかかわりを大切にしよう努めること。

③ 市民の役割

- 子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加しよう努めること。
- 暴力、犯罪、事故などから子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めること。

④ 子育て支援団体の役割

- 地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進すること。
- 市、市民、事業者及び学校などと相互に連携し、協働することにより、地域における子ども・子育て支援の拡充に資するよう努めること。
- 子ども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動などの様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めること。

⑤ 事業者の役割

- 事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業員が子どもとのかかわりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備すること。
- 地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めること。

⑥ 教育・保育施設等の役割

- 子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性などを身に付け、生きる力を育成することができるようにすること。
- 子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めること。
- 保護者、市民、子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うこと。

第4章

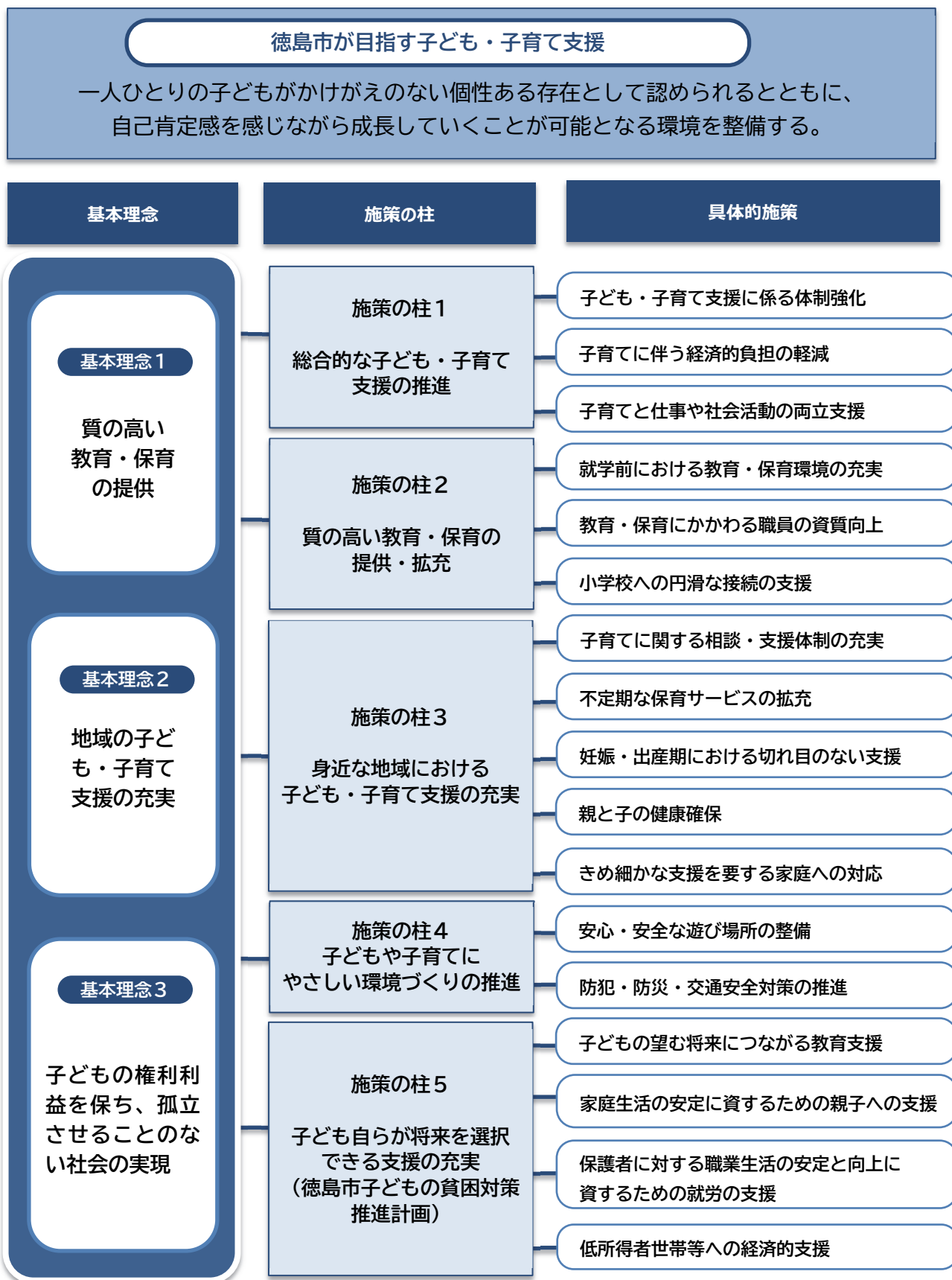
施策の体系

本計画の施策について体系的に示し、施策の柱ごとに主な取組みを整理しています。

- 1 施策体系図
- 2 施策の柱別の取組み
 - (1) 施策の柱1 総合的な子ども・子育て支援の推進
 - (2) 施策の柱2 質の高い教育・保育の提供・拡充
 - (3) 施策の柱3 身近な地域における子ども・子育て支援の充実
 - (4) 施策の柱4 子どもや子育てにやさしい環境づくりの推進
 - (5) 施策の柱5 子ども自らが将来を選択できる支援の充実
(徳島市子どもの貧困対策推進計画)

第4章 施策の体系

1 施策体系図



2 施策の柱別の取組み

(1) 施策の柱1 総合的な子ども・子育て支援の推進

支援法の趣旨を踏まえた総合的な子ども・子育て支援を推進するため、全体的な支援体制の強化や子育てに伴う経済的負担の軽減、子育てと仕事や社会活動の両立支援に取り組みます。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
子ども・子育て支援に係る体制強化	徳島市子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を定期的に把握・評価・見直し。
	徳島市子ども貧困対策計画の推進	貧困対策事業を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を定期的に把握・評価・見直し。
	徳島市子ども・子育て会議の開催	保護者をはじめとする多様な主体が参画する審議会を継続的に開催。
子育てに伴う経済的負担の軽減	法定児童手当の支給	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、支援法に基づく児童手当を支給。
	児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当法に基づく手当を支給。
	教育・保育給付の支給	質の高い就学前の教育・保育を受けられるよう、支援法に基づく教育・保育給付を支給。
	幼児教育・保育無償化の実施	就学前児童（主に3～5歳児）の保育料等の無償化を実施。
	多子世帯に係る保育料の負担軽減	多子世帯の子どもが適切な教育・保育を受けられるよう、保育料の負担軽減・無料化を実施。
	実費負担に係る補足給付を実施	低所得世帯の負担軽減を図るため、実費徴収を行う教育・保育施設に係る補足給付を実施。
	妊婦のための支援給付金を支給	妊娠・出産期の経済的負担を軽減するため、妊婦に対し、給付金を支給。
	出産育児一時金の支給	出産に伴う経済的負担を軽減するため、出産育児に係る一時金を支給。
とくしま在宅育児応援クーポンの配布	0～2歳児の育児を家庭で行っている世帯に対して子育て支援サービスに利用できるクーポン券を配布。	

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
子育てに伴う経済的負担の軽減 (続き)	子ども医療費の助成	子どもの健康を確保するため、18歳到達後最初の3月31日までの子どもに係る医療費の一部を助成。
	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母などに対し、医療費の一部を助成。
	学童保育利用料軽減事業の実施	学童保育利用者の負担を軽減するため、利用料の負担軽減・無料化を実施。
	自立支援医療(育成医療)の給付	身体障害のある子どもに対して、生活能力等を回復、向上、獲得することを目的とした手術などをする場合の医療費の一部を給付。
	ひとり親家庭自立支援給付金等の支給	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業した場合、ひとり親家庭の親及び子が学び直しを行う場合などに、給付金を支給。
子育てと仕事や 社会活動の両立支援	両立支援制度の適切な周知	保護者が利用可能な両立支援制度を知ることができるよう、ホームページなどにおいて関連情報を周知。
	子育て支援優良企業の公表	子育て支援に積極的に取り組む企業や事業所を公表し、他の企業・事業所への啓発を実施。

(2) 施策の柱2 質の高い教育・保育の提供・拡充

小学校就学前における質の高い教育・保育を提供・拡充するため、教育・保育施設の整備や教育・保育に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を支援します。

[参照]第3章「(1)就学前における教育・保育事業の充実」、「(6)仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備」

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
就学前における教育・保育環境の充実	認定こども園の普及促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえ、事業者の意向に応じて認定こども園に関する情報提供などを実施。
	教育・保育施設の整備	ニーズ量に応じた適切な供給体制を確保できるよう教育・保育施設の整備を実施。
	市立幼稚園における受入体制の強化	市立幼稚園において、3歳児保育の提供や預かり保育の実施を通じて受入体制を強化。
	教育・保育施設等における食育の推進	健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、各教育・保育施設等における食育の取組みを推進。
	教育・保育施設等における健康診断の実施	子どもの健康状態を適切に把握するため、教育・保育施設等における健康診断を実施。
	教育・保育施設等の適正運営の指導	教育・保育施設等の適正な運営を確保するため、定期的な指導監査などを実施。
	多様な主体の保育事業への参入促進	多様な事業主体の保育事業への参入を促進するため、事業者への情報提供や巡回指導を実施。
	認可外保育施設に対する支援	保育環境の充実に向けた助成を行うとともに、認可に向けた意向を持つ施設については認可に向けた支援を実施。
	特別支援教育・障害児保育の充実	教育・保育施設における特別な支援を要する子どもや障害のある子どもの受入体制の強化を実施。
	医療的ケア児の受入体制の整備	医療的ケアを必要とする児童の受入体制を確保できるよう教育・保育施設を整備。
	保育所等訪問支援の実施	障害のある子どもへの保育所等の施設における集団生活への適応のための専門的な支援などを実施。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
教育・保育にかかわる職員の資質向上	職員に対する研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施。
	幼稚園教諭と保育士等の合同研修の実施	教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるように、幼稚園教諭と保育士等の合同研修を開催。
	特別支援教育担当者に対する研修会の開催	特別支援教育を担当する職員の資質向上に向けた研修会を開催。
	発達障害者支援事業の実施	保育士等に対する発達障害児とその家族に対する支援方法などの研修を実施。
	幼保併有資格の取得促進	幼保連携型認定こども園に求められる保育教諭の確保に向けて、幼保併有資格の取得を支援。
	保育人材の確保	将来にわたり持続可能な保育提供体制を確保するため、保育士等の保育人材確保に向けた支援を実施。
小学校への円滑な接続の支援	学童保育事業の実施	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の安全・安心な生活の場を提供。
	放課後子ども教室の実施	地域と学校が連携し、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化活動などの体験機会を提供。
	放課後等デイサービスの推進	学校の終了後または休業日において、障害のある子どもへの生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを実施。
	特別支援教育中学校区別連絡会の開催	特別な支援を要する子どもについて、情報交換などを行う中学校区別の連絡会を開催。
	園児要録・児童要録等の作成・送付	子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などを記録した要録を作成し、就学先の小学校へ送付。
	保幼小連携事業の推進	就学前教育・保育施設と小学校との合同研修や合同行事などを実施し、連携を推進。

(3) 施策の柱3 身近な地域における子ども・子育て支援の充実

子育てに伴う負担や不安感を解消するため、各家庭の身近な場所で子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境を整備するとともに、妊娠・出産期から育児期まで切れ目のない支援を行います。

[参照]第3章「(2)児童虐待防止対策の充実」、「(3)妊産婦・子どもの健康づくりの推進」、「(4)ひとり親家庭の自立支援の推進」、「(5)障害児施策の充実」

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
子育てに関する相談・支援体制の充実	利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、事業の紹介や利用に向けた調整などを実施するほか、こども家庭センターにおいてすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健や児童福祉の一体的な相談支援を実施。
	子ども・子育て支援ポータルサイトの活用	子ども・子育て支援事業に関する情報を集約し、一体的に発信するためのポータルサイトの活用を推進。
	子育てガイドブック「さんぽ」の作成・配布	子ども・子育て支援に関する情報を取得できるよう、子育てガイドブック「さんぽ」を作成・配布。また、外国語版の発行を検討。
	地域子育て支援拠点施設の整備	保育所などを活用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供。
	わんぱく教室の開設	保育所等において、教育・保育施設を利用していない親子同士で遊んだり、会話をするなどの交流を図る場を提供。
	家庭児童相談室の実施	子どもの発達上の不安や育児の悩みなどに関する相談を実施し、問題解決をサポート。
	子育て支援ボランティア（子育て応援・支援団）の派遣	子育てを応援・支援したい人や子育て経験者などを子育て応援・支援団として登録し、依頼に応じて派遣。
	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児に不安や負担を抱えている家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家事や育児の提供を通じて、子どもとその家庭の見守りサポートを実施。
	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境などの課題を抱える児童の居場所を支援し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談支援を実施。
	親子関係形成支援事業の実施	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とした支援を実施。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
不定期な保育サービスの拡充	一時預かり事業の実施	緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所での保育を提供。
	延長保育事業の実施	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供。
	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園利用者のうち、就労などの理由により降園後や長期休業日の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供。
	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病等により、子どもの養育が困難となった際、児童養護施設において子どもの預かりを提供。
	病児保育事業の実施	子どもが病気中や病気の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供。
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所の送迎などの援助を実施。
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 ※令和8年度から実施	親の就労の有無にかかわらず0歳6か月から満3歳未満の子どもに、一時的に保育所等での保育を提供。
妊娠・出産期における切れ目のない支援	母子健康手帳の交付	妊娠届出時に、妊婦健診や乳幼児の健康診査・予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付。
	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を実施。
	妊婦健康診査事業の実施	妊婦や赤ちゃんの健康状態を把握するための健診に係る受診票を交付。
	妊婦訪問の実施	妊娠中に起こる母体の変化に関する心配ごとについて、保健師による訪問相談を実施。
	パパママクラスの開催	妊婦やその配偶者等に、妊娠・出産・育児に臨む意識を高めてもらうため、妊娠中に講習会を開催。
	産婦健康診査事業の実施	産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図るため健診に係る受診票を交付。
	産後ケア事業の実施	産後1年未満の母子を対象に、母体のケアや育児に関する保健指導及び育児相談、心理的ケアを実施するため、従来の訪問型に加え、施設での通所型・宿泊型を実施。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
妊娠・出産期における 支援の切れ目のない 支援(続き)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、 育児に関する相談や子育て支援の情報提供を実施。
	ブックスタート事業の実施	親子で本に親しむきっかけづくりを推進するため、生 後4か月の子どもと保護者に絵本などを贈呈。
親と子の健康確保	乳幼児健康診査の実施	疾病や障害の早期発見・早期治療のため、健診により 子どもの健康状態を把握。
	妊産婦・乳幼児に対する 健康相談の実施	妊産婦や乳幼児の健康や育児に関する情報提供や不 安解消のため、保健師などによる健康相談を実施。
	母子保健訪問指導等事業の実 施	妊産婦・新生児及び乳幼児健診等で必要と認められた 子どもに対して、訪問指導を実施。
	各種予防接種の実施	感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止。
	夜間休日急病診療所の開設	夜間や休日における急病に対応するため開設。
きめ細かな支援を要する家庭への対応	養育支援訪問事業の実施	社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解 決や軽減を図るため、継続的な訪問支援を実施。
	子どもを守る地域ネットワー ク強化事業の推進	虐待防止に向けた関係機関との連携を強化するため、 要保護児童対策地域協議会を定期的に開催。
	市営住宅への優先入居	ひとり親世帯や多子世帯などについて、市営住宅への 優先申込の受付を実施。
	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向けて、経済的な支援の情報提 供や就労に向けた支援などを行う支援員を配置。
	障害児相談支援事業(障害児支 援利用計画)の推進	障害児通所支援利用のための障害児支援利用計画を 作成。
	児童発達支援の充実	障害のある子どもに対して、日常生活における基本 的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓 練などを実施。
	障害福祉サービス(居宅介護・ 行動援護・同行援護・短期入所) の推進	障害のある児童への在宅及び外出先でのヘルパーに よる介護、施設への短期間の入所等を実施。

(4) 施策の柱4 子どもや子育てにやさしい環境づくりの推進

子どもや子育てにやさしいまちづくりを推進するため、安心・安全な遊び場所の整備や防犯・防災・交通安全対策の推進などに取り組みます。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
安心・安全な遊び場所 の整備	公園施設の整備	各家庭の身近な場所において、安心して安全に遊べる公園整備を推進。
	児童遊園の整備	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、広く児童に無料開放。
	児童館の整備・運営	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置。
防犯・防災・交通安全対策の推進	通学路安全点検の実施	各学校等で通学路における交通安全上の危険箇所を調査した結果を基に、必要に応じて対策・改善をそれぞれの担当機関が実施。
	地域子ども安全パトロールの実施	関係機関・団体と連携し、地域における子どもの見守り体制を確保するため、青色回転灯搭載車による巡回パトロールを実施。
	不審者情報の提供	安全で安心なまちづくりを推進するため、市ホームページ及び市公式 LINE において不審者に関する情報を掲載することにより、学校・地域の方と連携して子どもの安全を確保。
	スクールガードリーダーの配置	小学校の登下校における子どもの見守り活動に対する支援などを行うスクールガードリーダーを配置。
	教育・保育施設等の防災体制の強化	近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、徳島市地域防災計画などに基づき、教育・保育施設等においても平常時から防災体制の強化を推進。

(5) 施策の柱5 子ども自らが将来を選択できる支援の充実
(徳島市子どもの貧困対策推進計画)

貧困状態にある子どもたちが置かれた環境を改善し、子どもが社会から孤立することがないように、子ども自身が安心して相談できる居場所づくりに取り組むとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるようにするために、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、及び経済的支援に取り組めます。

[参照]第3章「(7)子どもの貧困対策の充実」

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
子どもの望む将来につながる教育支援	スクールソーシャルワーカーの配置	個別の家庭環境等を踏まえた支援体制を充実。特に、家庭の経済状況が厳しい児童・生徒は、早期の段階で生活支援や福祉制度につなぐなど、関係機関と連携した支援を実施。
	スクールカウンセラーの配置	心理的支援を行うスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心の安定を図るほか、必要に応じ医療や福祉分野等の関係機関と連携するなど、家庭環境等を踏まえた支援体制を充実。
	子どもの学習・生活支援事業の実施	子どもの習熟度に合わせた学習指導を行うとともに、子どもの社会性の育成を視野に入れた居場所を提供。
	教職員に対する人権教育研修会の開催	家庭環境等に左右されることなく子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めることなどを目的に教職員を対象とした人権教育研修会を開催。
	市立小中学校特別支援教育就学奨励費の支給	経済的負担能力の程度に応じて、特別支援学級等に就学している児童・生徒の保護者に対し学用品費・給食費等を支給することで、就学奨励を実施。
	外国人児童生徒等への日本語支援の充実 (生活言語の習得)	外国人児童・生徒などの教育機会の適切な確保を目的として、来日後間がない児童・生徒を対象に生活言語の習得に向けた日本語支援を実施。
	外国人児童生徒等への日本語支援の充実 (学習言語の習得)	外国人児童・生徒などの教育機会の適切な確保を目的として、来日後間がない児童・生徒を対象に授業に使用される学習言語の習得に向けた日本語支援を実施。
	要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費・給食費等を支給することで、就学奨励を実施。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
家庭 生活の安定に資する ための親子への支援	生活困窮者自立相談支援事業の実施	相談体制の充実・周知に取り組み、生活困窮者の相談機会の確保を図るとともに適切な支援を実施。
	市営住宅への優先入居（再掲）	ひとり親世帯や多子世帯などについて、市営住宅への優先申込の受付を実施。
	こども家庭センターの開設	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施。
	親子関係形成支援事業の実施（再掲）	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とした支援を実施。
	児童育成支援拠点事業の実施（再掲）	養育環境などの課題を抱える児童の居場所を支援し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談支援を実施。
	子どもの学習・生活支援事業の実施（再掲）	子どもの習熟度に合わせた学習指導を行うとともに、子どもの社会性の育成を視野に入れた居場所を提供。
	母子・父子自立支援員の配置（再掲）	ひとり親家庭の自立に向けて、経済的な支援の情報提供や就労に向けた支援などを行う支援員を配置。
	ひとり親家庭自立支援給付金等の支給（再掲）	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業した場合、ひとり親家庭の親及び子が学び直しを行う場合などに、給付金を支給。
	養育支援訪問事業の実施（再掲）	社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解決や軽減を図るため、継続的な訪問支援を実施。
	妊婦等包括相談支援事業の実施（再掲）	妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を充実。
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	被保護者就労支援事業の実施	就労支援員とケースワーカーの協働により、被保護者の就労活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の強化。
	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の就職や自立に向けた支援を行うために、個人に合わせた支援プログラムを策定し、支援。
	ひとり親家庭自立支援給付金等の支給（再掲）	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業した場合、ひとり親家庭の親及び子が学び直しを行う場合などに、給付金を支給。

具体的 施策	主な取組み	取組みの概要
保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援 (続き)	延長保育事業の実施（再掲）	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供。
	幼稚園における預かり保育の実施（再掲）	幼稚園利用者のうち、就労などの理由により降園後や長期休業日の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供。
	病児保育事業の実施（再掲）	子どもが病氣中や病氣の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設などで保育を提供。
	ファミリー・サポート・センター事業の実施（再掲）	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所の送迎等の援助を実施。
低所得者世帯等への経済的支援	生活保護の実施	生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じ、必要な保護を実施。
	ひとり親家庭等医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母などに対し、医療費の一部を助成。
	児童扶養手当の支給（再掲）	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当法に基づく手当を支給。
	養育費確保支援事業の実施	養育費の確保のため、公正証書の作成、弁護士相談費用、養育費保証会社との契約金の一部を補助。
	要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給（再掲）	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費・給食費等を支給することで、就学奨励を実施。
	市立小中学校特別支援教育就学奨励費の支給（再掲）	経済的負担能力の程度に応じて、特別支援学級等に就学している児童・生徒の保護者に対し学用品費・給食費等を支給することで、就学奨励を実施。
	学童保育利用料軽減事業の実施（再掲）	学童保育利用者の負担を軽減するため、利用料の負担軽減・無料化を実施。

第5章

子ども・子育て支援法 に基づく量の確保計画

子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その提供体制の確保の内容及びその実施時期などを記載しています。

- 1 量の見込みと教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育事業
- 3 地域子ども・子育て支援事業

第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の確保計画

1 量の見込みと教育・保育提供区域の設定

(1) 量の見込み

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7(2025)年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。

本市においても、子ども・子育て支援ニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業などの認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、基本的な教育・保育提供区域を、複数の中学校区を組み合わせた6つの「中学校区ブロック」に設定します。

- Aブロック（徳島・城西・城東中）
- Bブロック（富田・津田・八万中）
- Cブロック（加茂名・不動・国府・北井上中）
- Dブロック（南部中）
- Eブロック（上八万・入田中）
- Fブロック（川内・応神中）



2 教育・保育事業

(1) 確保方策

量の見込みに対する教育・保育の供給量を確保するため、本市においては、子ども・子育て関連3法の趣旨や計画の基本理念等で掲げた方向性を踏まえて、以下の方策により量の確保に取り組みます。

① 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

今後も少子化のさらなる進行が予測される一方、保育の必要性の認定要件の緩和や地域的な人口の増加などにより、新たな利用者の増加も予想されることから、将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえて、適切な供給体制を確保します。

② 保育士等の確保

全国的に教育・保育の担い手となる保育士等の確保が課題となっていることから、本市においても、処遇改善制度による保育士等の給与水準の改善を図るほか、県などとも連携しながら、離職した保育士の復職支援や保育関係の資格の取得促進などに取り組みます。

③ 認定こども園の普及

教育・保育事業者に対して、国の補助制度を活用して施設整備の支援を行うことにより、すべての保育認定区分に対応した認定こども園としての整備が進むよう取り組みます。

また、教育と保育を一体的に担うことができる人材の確保が必要不可欠であるため、幼保併有資格の取得促進に向けた支援を行うほか、幼稚園教諭と保育士等の合同研修などを通じて、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう支援を行います。

④ 市立施設の再編による機能強化

市立幼稚園・保育所については、小規模園の解消や私立施設による供給量が不足している区域での事業確保などの課題に的確に対応し、地域のセーフティネットとしての役割を果たすため、施設の再編による機能強化を図ります。

(2) (1) の確保方策を踏まえた確保等の見込み

① 全市

(人)

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定		
				教育	保育	2歳	1歳	0歳
令和7年度	量の見込み ①		464	292	3,459	1,041	1,056	829
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,711	3,566		1,086	900	573
		特定地域型保育事業	—	—		144	74	58
		確認を受けない幼稚園	915	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	73		46	47	36
	差引 ②-①		2,162	▲112		235	▲35	▲162
令和8年度	量の見込み ①		448	284	3,348	1,039	1,033	806
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,711	3,566		1,086	900	573
		特定地域型保育事業	—	—		144	74	58
		確認を受けない幼稚園	915	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	73		46	47	36
	差引 ②-①		2,178	7		237	▲12	▲139
令和9年度	量の見込み ①		439	280	3,305	1,019	1,013	793
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,711	3,566		1,086	900	573
		特定地域型保育事業	—	—		144	74	58
		確認を受けない幼稚園	915	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	73		46	47	36
	差引 ②-①		2,187	54		257	8	▲126
令和10年度	量の見込み ①		432	277	3,249	996	997	778
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,677	3,569		1,090	901	580
		特定地域型保育事業	—	—		144	74	58
		確認を受けない幼稚園	915	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	73		46	47	36
	差引 ②-①		2,160	116		284	25	▲104
令和11年度	量の見込み ①		429	271	3,198	979	982	767
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,677	3,569		1,090	901	580
		特定地域型保育事業	—	—		144	74	58
		確認を受けない幼稚園	915	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	73		46	47	36
	差引 ②-①		2,163	173		301	40	▲93

② Aブロック（徳島・城西・城東中学校区）

（人）

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	148	91	932	354	354	276	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	506	1,067		330	313	185
		特定地域型保育事業	—	—		28	26	22
		確認を受けない幼稚園	130	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	52		28	26	18
	差引 ②-①	488	96		32	11	▲51	
令和8年度	量の見込み ①	147	90	922	348	346	270	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	506	1,067		330	313	185
		特定地域型保育事業	—	—		28	26	22
		確認を受けない幼稚園	130	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	52		28	26	18
	差引 ②-①	489	107		38	19	▲45	
令和9年度	量の見込み ①	145	89	911	341	338	265	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	506	1,067		330	313	185
		特定地域型保育事業	—	—		28	26	22
		確認を受けない幼稚園	130	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	52		28	26	18
	差引 ②-①	491	119		45	27	▲40	
令和10年度	量の見込み ①	142	87	893	333	333	261	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	506	1,067		330	313	185
		特定地域型保育事業	—	—		28	26	22
		確認を受けない幼稚園	130	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	52		28	26	18
	差引 ②-①	494	139		53	32	▲36	
令和11年度	量の見込み ①	139	85	875	328	328	258	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	506	1,067		330	313	185
		特定地域型保育事業	—	—		28	26	22
		確認を受けない幼稚園	130	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	52		28	26	18
	差引 ②-①	497	159		58	37	▲33	

③ Bブロック（富田・津田・八万中学校区）

（人）

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	155	21	834	206	196	256	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	372	915		273	217	141
		特定地域型保育事業	—	—		11	12	9
		確認を受けない幼稚園	440	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	12		6	9	7
	差引 ②-①	657	72		84	42	▲99	
令和8年度	量の見込み ①	144	19	777	222	190	250	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	372	915		273	217	141
		特定地域型保育事業	—	—		11	12	9
		確認を受けない幼稚園	440	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	12		6	9	7
	差引 ②-①	668	131		68	48	▲93	
令和9年度	量の見込み ①	139	18	747	215	186	244	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	372	915		273	217	141
		特定地域型保育事業	—	—		11	12	9
		確認を受けない幼稚園	440	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	12		6	9	7
	差引 ②-①	673	162		75	52	▲87	
令和10年度	量の見込み ①	137	18	738	210	181	238	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	372	915		273	217	141
		特定地域型保育事業	—	—		11	12	9
		確認を受けない幼稚園	440	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	12		6	9	7
	差引 ②-①	675	171		80	57	▲81	
令和11年度	量の見込み ①	138	18	743	205	177	233	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	372	915		273	217	141
		特定地域型保育事業	—	—		11	12	9
		確認を受けない幼稚園	440	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	12		6	9	7
	差引 ②-①	674	166		85	61	▲76	

④ Cブロック（加茂名・不動・国府・北井上中学校区）

(人)

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	111	99	777	207	284	142	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	344	696		220	181	119
		特定地域型保育事業	—	—		105	36	27
		確認を受けない幼稚園	135	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		5	5	5
	差引 ②-①	368	▲180		123	▲62	9	
令和8年度	量の見込み ①	108	96	758	211	280	139	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	344	696		220	181	119
		特定地域型保育事業	—	—		105	36	27
		確認を受けない幼稚園	135	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		5	5	5
	差引 ②-①	371	▲158		119	▲58	12	
令和9年度	量の見込み ①	107	95	749	208	276	139	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	344	696		220	181	119
		特定地域型保育事業	—	—		105	36	27
		確認を受けない幼稚園	135	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		5	5	5
	差引 ②-①	372	▲148		122	▲54	12	
令和10年度	量の見込み ①	105	94	738	205	274	138	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	310	699		224	182	126
		特定地域型保育事業	—	—		105	36	27
		確認を受けない幼稚園	135	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		5	5	5
	差引 ②-①	340	▲133		129	▲51	20	
令和11年度	量の見込み ①	105	93	735	203	273	137	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	310	699		224	182	126
		特定地域型保育事業	—	—		105	36	27
		確認を受けない幼稚園	135	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		5	5	5
	差引 ②-①	340	▲129		131	▲50	21	

⑤ Dブロック（南部中学校区）

（人）

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	28	14	469	139	87	70	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	64	410		110	86	57
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	1		3	3	2
	差引 ②-①	36	▲72		▲26	2	▲11	
令和8年度	量の見込み ①	27	14	440	139	86	67	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	64	410		110	86	57
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	1		3	3	2
	差引 ②-①	37	▲43		▲26	3	▲8	
令和9年度	量の見込み ①	27	14	453	138	84	66	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	64	410		110	86	57
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	1		3	3	2
	差引 ②-①	37	▲56		▲25	5	▲7	
令和10年度	量の見込み ①	27	14	450	134	82	64	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	64	410		110	86	57
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	1		3	3	2
	差引 ②-①	37	▲53		▲21	7	▲5	
令和11年度	量の見込み ①	27	14	445	131	80	63	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	64	410		110	86	57
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	1		3	3	2
	差引 ②-①	37	▲48		▲18	9	▲4	

⑥ Eブロック（上八万・入田中学校区）

(人)

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	0	0	156	24	13	16	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155	125		36	16	8
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		—	—	—
差引 ②-①	155	▲31		12	3	▲8		
令和8年度	量の見込み ①	0	0	169	18	12	14	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155	125		36	16	8
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		—	—	—
差引 ②-①	155	▲44		18	4	▲6		
令和9年度	量の見込み ①	0	0	166	18	12	14	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155	125		36	16	8
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		—	—	—
差引 ②-①	155	▲41		18	4	▲6		
令和10年度	量の見込み ①	0	0	150	17	12	13	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155	125		36	16	8
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		—	—	—
差引 ②-①	155	▲25		19	4	▲5		
令和11年度	量の見込み ①	0	0	134	17	11	13	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155	125		36	16	8
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—		—	—	—
差引 ②-①	155	▲9		19	5	▲5		

⑦ Fブロック (川内・応神中学校区)

(人)

年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定			
			教育	保育	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み ①	22	67	291	111	122	69	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	270	353		117	87	63
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	210	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	8		4	4	4
	差引 ②-①	458	3		10	▲31	▲2	
令和8年度	量の見込み ①	22	65	282	101	119	66	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	270	353		117	87	63
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	210	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	8		4	4	4
	差引 ②-①	458	14		20	▲28	1	
令和9年度	量の見込み ①	21	64	279	99	117	65	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	270	353		117	87	63
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	210	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	8		4	4	4
	差引 ②-①	459	18		22	▲26	2	
令和10年度	量の見込み ①	21	64	280	97	115	64	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	270	353		117	87	63
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	210	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	8		4	4	4
	差引 ②-①	459	17		24	▲24	3	
令和11年度	量の見込み ①	20	61	266	95	113	63	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	270	353		117	87	63
		特定地域型保育事業	—	—		—	—	—
		確認を受けない幼稚園	210	—		—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	8		4	4	4
	差引 ②-①	460	34		26	▲22	4	

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

令和6年度に、こども家庭センターを設置し、特定型と連携しながら利用者の利便性が高い相談体制の充実に取り組みました。また身近な相談機関としての「地域子育て相談機関」の整備においては、地域子育て支援拠点施設の活用などを踏まえながら整備を検討します。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み（基本型）	—	—	—	—	15か所
	確保の内容（基本型）	—	—	—	—	15か所
	量の見込み（特定型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容（特定型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	量の見込み（こども家庭センター型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容（こども家庭センター型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

令和7年度現在、本市には12か所（開設予定含む）の地域子育て支援拠点が設置されていますが、今後は市立教育・保育施設の再編に合わせて、市立認定こども園の整備を進めていくにあたり、地域子育て支援拠点の整備を進めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
Aブロック (徳島・城西・城東)	量の見込み	51,930人日	50,880人日	49,860人日	48,960人日	48,270人日
	確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
Bブロック (富田・津田・八万)	量の見込み	24,696人日	24,847人日	24,169人日	23,589人日	23,046人日
	確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
Cブロック (加茂名・不動・国府・北井上)	量の見込み	28,442人日	28,365人日	28,006人日	27,749人日	27,570人日
	確保の内容	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所
Dブロック (南部)	量の見込み	21,805人日	21,507人日	21,081人日	20,613人日	20,229人日
	確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
Eブロック (上八万・入田)	量の見込み	1,919人日	1,697人日	1,661人日	1,615人日	1,568人日
	確保の内容	—	—	—	—	—
Fブロック (川内・応神)	量の見込み	578人日	552人日	541人日	532人日	522人日
	確保の内容	—	—	—	—	—

(3) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時の面談・妊娠7～8か月頃アンケートの実施（希望者には面談）、出産後初回訪問時の面談を行い、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援の充実を図ります。引き続き実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	妊娠届出数	1,738人	1,703人	1,674人	1,648人	1,623人
		1組あたり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
		面談実施合計回数	3,496回	3,426回	3,368回	3,316回	3,266回
	確保方策	子ども家庭センター	2,118回	2,083回	2,054回	2,028回	2,003回
		上記以外で業務委託	1,378回	1,343回	1,314回	1,288回	1,263回

(4) 妊婦健康診査事業

県内29施設（令和6年4月現在）で妊娠初期から出産まで14回の健診を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,738人	1,703人	1,674人	1,648人	1,623人
		24,332件	23,842件	23,436件	23,072件	22,722件
	確保の内容	○実施場所 県内施設29か所 ○検査項目 国の定める基準による ○実施時期 通年				

(5) 産後ケア事業

訪問型・通所型・宿泊型について、今後の利用状況等に注視し、供給量が充足するよう、利用者の増加も含め、実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み（延べ人数）	444人	444人	444人	444人	444人
	確保方策（延べ人数）	742人	742人	742人	742人	742人
	確保の内容	○実施機関 子ども健康課 ○委託先 訪問型：1か所 通所型：4か所 宿泊型：3か所				

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

本市における供給量は充足していると考えられますが、訪問しても会うことができない家庭もあるため、訪問実績率の向上も含めて実施体制の確保に取り組みます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,676人	1,642人	1,614人	1,589人	1,565人
	確保の内容	○実施体制 24人 ○実施機関 子ども健康課 ○委託先 助産師				

(7) 養育支援訪問事業

供給体制を確保するとともに、さらにきめ細かな訪問支援を実施できるよう、訪問体制の充実に取り組みます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	382人	382人	382人	382人	382人
	確保の内容	○実施体制 21人 ○実施機関 子ども健康課、こども家庭センター				

(8) 子育て世帯訪問支援事業

本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,998人日	1,972人日	1,938人日	1,908人日	1,874人日
	確保の内容	1,998人日	1,998人日	1,998人日	1,998人日	1,998人日
		○実施機関 こども家庭センター ○委託先 訪問介護サービス事業者等				

(9) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える児童の居場所を支援し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談支援の実施に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	—	20人	20人	20人	19人
	確保の内容	—	20人	20人	20人	20人
		○実施箇所 ○実施機関	1か所 未定			

(10) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とした支援の実施に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	—	39人	38人	38人	37人
	確保の内容	—	40人	40人	40人	40人
		○実施体制 ○実施機関	研修会を実施 未定			

(11) 子育て短期支援事業

4つの児童養護施設において事業を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	871人日	871人日	871人日	871人日	871人日
	確保の内容②	871人日	871人日	871人日	871人日	871人日
	差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(12) 乳児等通園支援事業

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが、月一定時間までの利用可能枠のなかで利用できるよう令和8年度からの実施にむけて、提供体制の確保に努めます。

対象年齢	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(延べ人数)①	—	2人日	1人日	1人日	1人日
	確保の内容(延べ人数)②	—	18人日	18人日	18人日	18人日
	差引 ②-①	—	16人日	17人日	17人日	17人日
1歳児	量の見込み(延べ人数)①	—	22人日	21人日	20人日	19人日
	確保の内容(延べ人数)②	—	36人日	36人日	36人日	36人日
	差引 ②-①	—	14人日	15人日	16人日	17人日
2歳児	量の見込み(延べ人数)①	—	13人日	11人日	10人日	8人日
	確保の内容(延べ人数)②	—	36人日	36人日	36人日	36人日
	差引 ②-①	—	23人日	25人日	26人日	28人日

(13) 一時預かり事業(幼稚園における預かり保育)

本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の充実を図りつつ、実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	1号	2,148人日	2,073人日	2,024人日	1,993人日	1,980人日
		2号	79,868人日	77,680人日	76,586人日	75,765人日	74,124人日
	確保の内容②		252,210人日	252,210人日	252,210人日	252,210人日	252,210人日
	差引 ②-①		170,194人日	172,457人日	173,600人日	174,452人日	176,106人日

(14) 一時預かり事業(その他の一時預かり)

私立認可保育所等における一時預かりとファミリー・サポート・センター事業により、量の確保に取り組めます。

提供区域	項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①		49,961人日	49,206人日	48,235人日	47,352人日	46,607人日
	確保の内容②	保育所等	36,883人日	36,883人日	36,883人日	36,883人日	36,883人日
		ファミサポ	5,118人日	5,195人日	5,271人日	5,348人日	5,424人日
	差引 ②-①		▲7,960人日	▲7,128人日	▲6,081人日	▲5,121人日	▲4,300人日

(15) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かり事業については、ファミリー・サポート・センター事業により対応しており、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み ①	1,238 人日	1,217 人日	1,181 人日	1,142 人日	1,110 人日
	確保の内容 ②	1,581 人日	1,604 人日	1,628 人日	1,652 人日	1,675 人日
	差引 ②-①	343 人日	387 人日	447 人日	510 人日	565 人日

(16) 延長保育事業

9か所の市立保育所と3か所の市立認定こども園、10か所の地域型保育事業、すべての私立認可保育所及び私立認定こども園において実施（令和6年4月現在）しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
Aブロック (徳島・城西・城東)	量の見込み ①	336 人	330 人	325 人	319 人	313 人
	確保の内容 ②	554 人	554 人	554 人	554 人	554 人
	差引 ②-①	218 人	224 人	229 人	235 人	241 人
Bブロック (富田・津田・八万)	量の見込み ①	253 人	244 人	236 人	232 人	230 人
	確保の内容 ②	440 人	440 人	440 人	440 人	440 人
	差引 ②-①	187 人	196 人	204 人	208 人	210 人
Cブロック (加茂名・不動・国府・北井上)	量の見込み ①	253 人	248 人	245 人	242 人	241 人
	確保の内容 ②	399 人	399 人	399 人	399 人	399 人
	差引 ②-①	146 人	151 人	154 人	157 人	158 人
Dブロック (南部)	量の見込み ①	131 人	125 人	127 人	125 人	123 人
	確保の内容 ②	198 人	198 人	198 人	198 人	198 人
	差引 ②-①	67 人	73 人	71 人	73 人	75 人
Eブロック (上八万・入田)	量の見込み ①	35 人	36 人	36 人	33 人	30 人
	確保の内容 ②	44 人	44 人	44 人	44 人	44 人
	差引 ②-①	9 人	8 人	8 人	11 人	14 人
Fブロック (川内・応神)	量の見込み ①	111 人	106 人	105 人	104 人	100 人
	確保の内容 ②	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
	差引 ②-①	33 人	38 人	39 人	40 人	44 人

(17) 病児保育事業

本市における供給量は概ね充足していると考えられますが、感染症の流行時期などに利用が集中する本事業の特徴を踏まえて、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	8,331人日	8,139人日	8,004人日	7,865人日	7,741人日
	確保の内容②	8,594人日	8,594人日	8,594人日	8,594人日	8,594人日
	差引 ②-①	263人日	455人日	590人日	729人日	853人日

(18) 学童保育事業

学童保育クラブは、現在、地域の代表者などで組織する運営委員会による運営を基本として、安全・安心な放課後の居場所づくりを進めていることから、運営委員会による運営体制の整備を前提としながら、引き続き提供体制の確保に努めます。

また、現在、学童保育クラブが整備されていない校区においては、放課後子ども教室または児童館のいずれかを整備しているため、それらの事業との連携も図りながら、放課後における児童の居場所づくりに取り組みます。

①全市

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み ①		2,344人	2,285人	2,201人	2,141人	2,083人
	1年生	835人	846人	803人	793人	775人
	2年生	605人	542人	549人	520人	512人
	3年生	433人	439人	393人	400人	377人
	4年生	266人	251人	255人	229人	232人
	5年生	134人	135人	128人	130人	117人
	6年生	71人	72人	73人	69人	70人
確保の内容 ②	3,068人	3,156人	3,156人	3,156人	3,156人	
差引②-①	724人	871人	955人	1,015人	1,073人	

②小学校区ごと

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内町 小学校区	量の見込み ①	53人	52人	50人	49人	48人
	確保の内容 ②	106人	106人	106人	106人	106人
	差引 ②-①	53人	54人	56人	57人	58人
助任 小学校区	量の見込み ①	154人	150人	145人	141人	138人
	確保の内容 ②	122人	150人	150人	150人	150人
	差引 ②-①	▲32人	0人	5人	9人	12人
佐古 小学校区	量の見込み ①	165人	159人	154人	151人	146人
	確保の内容 ②	224人	224人	224人	224人	224人
	差引 ②-①	59人	65人	70人	73人	78人
千松 小学校区	量の見込み ①	159人	154人	149人	144人	141人
	確保の内容 ②	162人	162人	162人	162人	162人
	差引 ②-①	3人	8人	13人	18人	21人
新町 小学校区	量の見込み ①	14人	14人	14人	12人	11人
	確保の内容 ②	-	-	-	-	-
	差引 ②-①	▲14人	▲14人	▲14人	▲12人	▲11人
富田 小学校区	量の見込み ①	46人	45人	43人	43人	41人
	確保の内容 ②	53人	53人	53人	53人	53人
	差引 ②-①	7人	8人	10人	10人	12人
昭和 小学校区	量の見込み ①	105人	103人	98人	97人	92人
	確保の内容 ②	138人	138人	138人	138人	138人
	差引 ②-①	33人	35人	40人	41人	46人
福島 小学校区	量の見込み ①	72人	72人	68人	66人	65人
	確保の内容 ②	47人	72人	72人	72人	72人
	差引 ②-①	▲25人	0人	4人	6人	7人
城東 小学校区	量の見込み ①	87人	84人	83人	81人	79人
	確保の内容 ②	140人	140人	140人	140人	140人
	差引 ②-①	53人	56人	57人	59人	61人
沖洲 小学校区	量の見込み ①	101人	97人	93人	91人	90人
	確保の内容 ②	185人	185人	185人	185人	185人
	差引 ②-①	84人	88人	92人	94人	95人
津田 小学校区	量の見込み ①	116人	113人	108人	106人	101人
	確保の内容 ②	190人	190人	190人	190人	190人
	差引 ②-①	74人	77人	82人	84人	89人

第5章 子ども・子育て支援法に基づく確保計画

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
加茂名小学校区	量の見込み ①	93人	89人	88人	85人	82人
	確保の内容 ②	158人	158人	158人	158人	158人
	差引 ②-①	65人	69人	70人	73人	76人
加茂名南小学校区	量の見込み ①	117人	114人	110人	106人	104人
	確保の内容 ②	198人	198人	198人	198人	198人
	差引 ②-①	81人	84人	88人	92人	94人
八万小学校区	量の見込み ①	121人	116人	113人	110人	106人
	確保の内容 ②	128人	128人	128人	128人	128人
	差引 ②-①	7人	12人	15人	18人	22人
八万南小学校区	量の見込み ①	121人	118人	114人	110人	109人
	確保の内容 ②	166人	166人	166人	166人	166人
	差引 ②-①	45人	48人	52人	56人	57人
方上小学校区	量の見込み ①	25人	24人	24人	24人	24人
	確保の内容 ②	46人	46人	46人	46人	46人
	差引 ②-①	21人	22人	22人	22人	22人
大松小学校区	量の見込み ①	87人	85人	80人	80人	77人
	確保の内容 ②	105人	105人	105人	105人	105人
	差引 ②-①	18人	20人	25人	25人	28人
論田小学校区	量の見込み ①	86人	83人	81人	77人	76人
	確保の内容 ②	140人	140人	140人	140人	140人
	差引 ②-①	54人	57人	59人	63人	64人
宮井小学校区	量の見込み ①	20人	20人	20人	18人	16人
	確保の内容 ②	24人	24人	24人	24人	24人
	差引 ②-①	4人	4人	4人	6人	8人
渋野小学校区	量の見込み ①	51人	51人	48人	47人	46人
	確保の内容 ②	70人	70人	70人	70人	70人
	差引 ②-①	19人	19人	22人	23人	24人
不動小学校区	量の見込み ①	8人	8人	8人	8人	7人
	確保の内容 ②	-	-	-	-	-
	差引 ②-①	▲8人	▲8人	▲8人	▲8人	▲7人
上八万小学校区	量の見込み ①	57人	56人	53人	51人	50人
	確保の内容 ②	63人	63人	63人	63人	63人
	差引 ②-①	6人	7人	10人	12人	13人

提供区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一宮 小学校区	量の見込み ①	5人	6人	5人	5人	5人
	確保の内容 ②	—	—	—	—	—
	差引 ②-①	▲5人	▲6人	▲5人	▲5人	▲5人
入田 小学校区	量の見込み ①	23人	23人	21人	21人	20人
	確保の内容 ②	70人	70人	70人	70人	70人
	差引 ②-①	47人	47人	49人	49人	50人
川内北 小学校区	量の見込み ①	120人	117人	111人	109人	106人
	確保の内容 ②	177人	177人	177人	177人	177人
	差引 ②-①	57人	60人	66人	68人	71人
川内南 小学校区	量の見込み ①	50人	49人	47人	46人	45人
	確保の内容 ②	65人	65人	65人	65人	65人
	差引 ②-①	15人	16人	18人	19人	20人
応神 小学校区	量の見込み ①	54人	54人	52人	50人	49人
	確保の内容 ②	70人	70人	70人	70人	70人
	差引 ②-①	16人	16人	18人	20人	21人
国府 小学校区	量の見込み ①	136人	132人	129人	124人	121人
	確保の内容 ②	126人	126人	126人	126人	126人
	差引 ②-①	▲10人	▲6人	▲3人	2人	5人
南井上 小学校区	量の見込み ①	77人	76人	72人	71人	70人
	確保の内容 ②	41人	76人	76人	76人	76人
	差引 ②-①	▲36人	0人	4人	5人	6人
北井上 小学校区	量の見込み ①	21人	21人	20人	18人	18人
	確保の内容 ②	54人	54人	54人	54人	54人
	差引 ②-①	33人	33人	34人	36人	36人

第6章

計画の推進

本計画の実効性を高めるために、どのような体制をつくり、どのように目標を達成するのかについて記載しています。

計画の推進体制

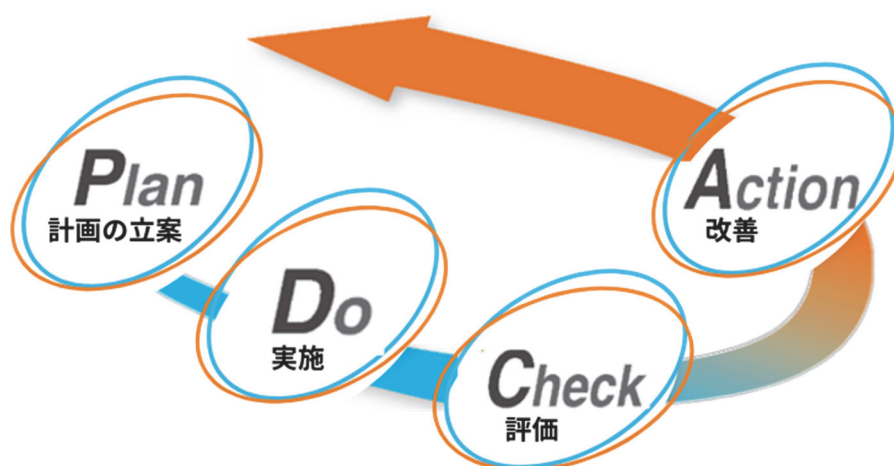
第6章 計画の推進

計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案(Plan)、実施(Do)だけではなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価(Check)し、改善(Action)を行っていくことが重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、子どもの保護者や教育・保育事業関係者、経済団体、労働者団体、学識経験者など、子どもや子育てにかかわる幅広い主体が参画する「徳島市子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より市民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。



参考資料

- 1 徳島市子ども・子育て会議条例
- 2 徳島市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱

1 徳島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、徳島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第8条第2項の事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項及び第46条第4項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、及び子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議に専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び議事に関係のある専門委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第8条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(児童福祉部会)

第9条 第2条第1号及び第2号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に児童福祉部会を置く。

2 児童福祉部会に属すべき委員は、委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、児童福祉部会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 児童福祉部会の臨時委員は、専門委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。

5 児童福祉部会に部会長及び副部会長を置き、児童福祉部会に属する委員の互選により定める。

6 第1項の規定により児童福祉部会の所掌に属させられた事項については、児童福祉部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

7 児童福祉部会の部会長及び副部会長の職務並びに会議については、第5条第2項及び第3項、第7条並びに前条の規定の例による。

(部会)

第10条 前条第1項に定めるもののほか、会長は、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項、第7条及び第8条の規定の例による。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(平成27年3月24日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 徳島市子ども・子育て会議委員名簿

委員氏名五十音順・敬称略

役職	氏名	所属
会長	青野 透	徳島文理大学総合政策学部 教授
副会長	榎本 拓哉	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
委員	上田 輝明	徳島商工会議所 専務理事
	岡本 和貴	徳島市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
	笠井 由美	四国大学生生活科学部児童学科 講師
	川野 由加里	公募市民
	木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 准教授
	佐野 崇之	徳島市・名東郡PTA連合会 小学校部会 会長
	祖川 泰治	株式会社祖川幼児教育センター 理事長
	傳藤 俊介	徳島市国公立幼稚園 PTA 連合会 会長
	永穂 とも美	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 事務局次長
	林 弘祥	徳島市私立認可保育園連盟 副会長
	日野 良美	徳島市立保育所保育士・認定こども園保育教諭会 会長
	松崎 美穂子	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
	南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長
	森長 里織	公募市民
	守野 恵子	公募市民
米原 貴美枝	徳島市幼稚園長会 会長	
脇田 亮	徳島県経営者協会 専務理事	

※令和7年3月時点（任期 令和7年8月まで）

3 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱

(設置)

第1条 徳島市の子ども・子育て支援に関する諸課題を総合的見地から検討するための庁内組織として、徳島市子ども・子育て推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (4) その他本市における子ども・子育て支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、第一副市长をもって充てる。

3 副本部長は、第二副市长をもって充てる。

4 委員は、政務監、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民文化部長、環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長、経済部長、都市建設部長、危機管理局長、消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部に、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に当たり、具体的な課題に関する調査・研究を行う。

3 ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

4 リーダーは、子ども未来部長をもって充てる。

5 サブリーダーは、子ども未来部副部長及び教育次長をもって充てる。

6 メンバーは、別表1に掲げる関係課の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(徳島市子育て支援推進本部設置要綱の廃止)

2 徳島市子育て支援推進本部設置要綱は、廃止する。

(徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱の廃止)

3 徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

健康福祉部	健康福祉政策課
子ども未来部	子ども健康課
子ども未来部	こども家庭センター
子ども未来部	子育て支援課
子ども未来部	子ども保育課
経 済 部	経済政策課
教育委員会	総務課
教育委員会	学校教育課
教育委員会	青少年育成補導センター
教育委員会	社会教育課

第3期 徳島市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：徳島市

編集：子ども未来部 子ども政策課
〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地
TEL 088-621-5240
<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/>